

2024 年度

認定の手引き

第 34 回 専門看護師 (CNS) 認定審査

個人審査に関する不明点や疑問点は、
以下よりお問い合わせください。

- ・認定看護師制度、専門看護師制度、認定看護管理者制度の個人審査に関する質問について、毎日 24 時間チャットボット (AI 自動応答システム) でご案内します。

■スマートフォンの場合

以下の二次元コードを読み取り、ご利用ください。



■パソコンの場合

本会公式 HP の以下のページで、ご利用ください。

[看護職の皆さまへ] - [資格認定制度]

(各制度ごとのページでもご利用いただけます。)

- 「資格認定制度に関するお問い合わせ (緑色のバナー)」をクリックしてご質問を入力ください。

目次

1	専門看護師(CNS)認定審査 実施概要	4
1-1	認定審査について	4
1-2	受験資格	4
1-3	2024年専門看護師認定審査の日程等	6
1-4	審査方法の変更について	7
2	申請方法	8
2-1	オンライン提出物一覧	8
2-2	事前準備	8
2-3	『資格認定制度 審査・申請システム』申請方法	9
2-4	審査書類の提出(郵送)	23
2-5	申請を取下げの方	29
3	書類審査合否の確認と受験票の印刷	30
3-1	書類審査合否の確認	30
3-2	受験票の印刷	31
3-3	受験準備	32
4	筆記試験	33
4-1	日程	33
4-2	試験会場	33
4-3	方法	33
4-4	出題範囲	33
4-5	当日の持ち物	34
4-6	受験の注意事項	34
4-7	合格基準	34
4-8	筆記試験を欠席される方	35

5	審査合否の確認と認定料の振込	36
5-1	審査合否の確認	36
5-2	認定料の振込	38
6	登録内容の確認と情報公開の設定	39
6-1	登録内容の確認	39
6-2	情報公開の設定	40
7	認定証等の発行および受領	42
7-1	認定証の発行	42
7-2	認定証の受領	42
8	その他の事項	42
8-1	審査に関する情報開示	42
8-2	個人情報保護方針	43
8-3	問い合わせ先	44

以降のページは該当の方のみ参照してください

9	個人情報編集	45
10	再受験の方	48
10-1	再受験とは	48
10-2	再受験区分及び必要な提出物・審査料	48
11	申請を取下げの方	50
12	専門看護分野の実務研修におけるフィールド	51
13	専門看護分野における実務研修内容	52
14	参考図書	52
14-1	総合	52
14-2	コンサルテーション	53
14-3	倫理調整	54
15	日本看護協会専門看護師規程及び細則	58

1 専門看護師（CNS）認定審査 実施概要

1-1 認定審査について

- 1) 目的
各専門看護分野において卓越した看護実践能力を持ち、6つの役割（実践、相談、調整、倫理調整、教育、研究）を果たすことができる能力を有しているかを確認する
- 2) 審査の位置づけ
 - (1) 書類審査：専門看護師（CNS）の受験資格を有しているかを審査する
 - (2) 筆記試験：専門看護師（CNS）として必要な6つの役割を果たすことができる能力について審査し、合否を判定する

1-2 受験資格

専門看護師（CNS）認定を申請する者（以下、「受験者」という）は、2024年6月申請時点において、次の1)免許要件、2)教育要件、3)実務研修要件に定める各項をすべて満たしていなければならない

※受験資格を有していることが確認できない場合、書類審査不合格となり筆記試験を受験することはできない

- 1) 免許要件：日本国の看護師免許を有すること
- 2) 教育要件：所定の教育を修了していること（以下の条件のいずれかを満たす者であること）

	内容	注
コース内	① 看護系大学大学院修士課程修了者で、日本看護系大学協議会専門看護師教育課程基準の所定の単位を取得した者。なお、看護系大学大学院修士課程修了者で、日本看護系大学協議会専門看護師教育課程基準の所定の単位に満たないものは、必要単位を更に取得するものとする	本公式ホームページの「専門看護師教育課程一覧（参考資料）」に記載のある大学院修士課程を修了し、「CNS共通科目」「専攻分野共通科目・専門科目」の有効期間内に所定の単位を修得している
コース外	② 看護系以外の関連領域の大学院等を修了した者で、①において必要単位を更に取得した者 ③ 外国において①または②と同等以上の教育を受けたと認められる者	上記に該当しない場合はコース外となる 例1：各専門看護師教育課程の「CNS共通科目」「専攻分野共通科目・専門科目」の有効期間外に取得した単位がある 例2：専門看護師教育課程として認定される以前に教育課程で取得した科目・単位が一部ある

※ コース外に該当する科目については、教科目毎に日本看護系大学協議会の分野別の審査基準と照合し、基準を満たすか審査を行います。コース外の提出書類の詳細はP. 26を参照してください

※ 日本看護系大学協議会により認定された専門看護師教育課程に相当する科目・単位を取得したと認められれば、教育要件を満たすと判断されます

3) 実務研修要件：専門看護師として必要な下記(1)～(3)全ての実務研修を行っていること

- (1) 看護師免許を取得後、通算5年以上実務研修をしていること。そのうち3年以上は専門看護分野の実務研修をしていること
- (2) 専門看護分野において下記①～⑥の実務研修をしていること

①実践	個人、家族及び集団に対して卓越した看護を実践する
②相談	看護者を含むケア提供者に対しコンサルテーションを行う
③調整	必要なケアが円滑に行われるために、保健医療福祉に携わる人々とのコーディネーションを行う
④倫理調整	個人、家族及び集団の権利を守るために、倫理的な問題や葛藤の解決を図る
⑤教育	看護者に対しケアを向上させるための教育的機能を果たす
⑥研究	専門知識及び技術の向上並びに開発を図るための実践の場における研究活動を行う

- (3) 現在、常勤・非常勤を問わず看護実践を行っていることが望ましい

<注意事項>

- 専門看護分野の実務研修のフィールドについては、P. 51「12 専門看護分野の実務研修におけるフィールド」を参照してください
- (2)の①～⑥については、システムの履歴書「実務研修内容」に具体的に（誰に対して何を実施したのか）入力してください
- (3)について、勤務形態は常勤、非常勤を問いません。ただし、非常勤の場合、「実質勤務時間150時間」を「1カ月」相当として換算し、(1)の実務研修時間（通算）を満たしていることが必要です
- 大学・大学院（専門看護師教育課程含む）等における教員としての勤務期間は、実務研修期間として認めません
- 上記の要件を満たしていれば、外国における実務研修も同等に扱います

1-3 2024年専門看護師認定審査の日程等

日程	申請	参照ページ
6月10日(月)10:00～ 6月24日(月)15:00	個人情報の登録内容の編集、審査申請 履歴書、履修単位自己申告書の提出(オンライン) 審査料の振込	P9～P22
6月10日(月)～ 7月2日(火)消印有効	審査書類の提出(郵送)	P23～P29
6月25日(火)11:00～ 10月2日(水)17:00まで	過去問題の閲覧、ダウンロード*	P42
9月5日(木)11:00～ 10月2日(水)	書類審査可否発表 受験票の印刷(直筆署名)、試験会場の確認	P30～P32
10月2日(水)	筆記試験	P33～P35
12月24日(火)14:00(予定)	審査可否の確認	P36～P37
12月24日(火)～ 1月10日(金)15:00まで	認定料の振込	P38
2025年1月(予定)	氏名・施設名の公開/非公開の登録	P39～P41
2025年2月下旬以降	認定証の受領	P42

*どのような問題が出題され、どのような課題が指摘されていたのか必ず確認してください。あわせて32ページを確認し、受験準備をすすめてください

<審査申請の受理について>

- ① 日本看護協会は、審査申請と審査料の振込の確認をもって、申請を受理します
- ② 期日までに審査料の振込が確認できない場合は、審査申請を取下げたものとみなします

<書類審査と筆記試験について>

日本看護協会は、申請受理後、各提出物に基づく書類審査を行います。書類審査の合格者に対し、筆記試験を実施します

1-4 審査方法の変更について

専門看護師教育課程の38単位移行に伴う審査方法の変更について

日本看護系大学協議会による「専門看護師教育課程の審査」は、2020年度までに26単位の専門看護師教育課程基準（以下、旧基準）から38単位の専門看護師教育課程基準（以下、新基準）に移行しました。それに伴い、教育要件に関する「専門看護師認定審査の申請方法」は以下の通り変更します

- ・2024年度からは38単位のみ申請可能です

新基準
2024 年度以降
38 単位のみ申請可
※26 単位修了者は、コース外修了者となります。専門看護師認定審査の申請には 38 単位が必要です。不足分の 12 単位の追加履修をし、単位を取得した上で申請してください

※26単位・38単位のどちらで専門看護師の資格を取得した場合でも同一の資格です

※2023 年度以前に、26 単位で専門看護師認定審査を受験し不合格だった者が、12 単位の追加履修をした上で、2024 年度以降の認定審査の申請をする場合、「再受験」には該当せず「新規受験」の扱いとなります

2 申請方法

2-1 オンライン提出物一覧

提出物は新規受験者、受験資格審査合格者、再受験者区分によって異なるため、表を確認の上準備してください

○：提出 △：教育要件のコース外に該当する場合のみ提出

提出物	新規 受験者	受験資格審査 合格者	再受験者区分			
			①	②	③	④
看護師免許証 ^{注)}	○	過去の審査でアップロード済みの場合は不要				
履歴書	○	○	○	○	—	—
履修単位自己申告書	△	—	△	—	—	—

^{注)} 原本の画像データ（カラー）をアップロードしてください

再受験者区分についてはP. 48～P. 49「10 再受験の方」を参照してください

ただし、過去の申請が26単位の場合「新規受験者」となります

2-2 事前準備

- 1) 教育要件のコース内・コース外の確認（「1-2 受験資格」参照）

本会公式HP掲載の「専門看護師教育課程一覧（参考資料）」を参照し、自身が取得した科目・単位が教育要件のコース内・コース外のどちらに該当するか事前に確認してください

また、教育課程での取得単位数と日本看護系大学協議会で認められた単位数（申請単位数）が異なる場合があります。申請単位数が38単位以上あることもあわせて確認してください

- 2) アップロード用画像の準備

看護師免許証の原本の画像データ（カラー）をデジタルカメラ・携帯端末等で撮影してください
ファイルの形式は、JPG・JPEG・GIF・PNGとします

看護師免許証

以下2点が読取可能か確認

- ①氏名
- ②看護師免許番号

読み取りが困難な場合は点線(青)のレイアウトを撮影してください

2-3 『資格認定制度 審査・申請システム』 申請方法

- 1) 申請期間内に、『資格認定制度 審査・申請システム』（下記アドレス）で申請を行う

URL: <https://nintei.nurse.or.jp/certification/Nurse/NLGI01/NLGI01.aspx>

<動作環境>

PC	Microsoft Edge : Version120 Google Chrome : Version120
スマートフォン	iPhone Safari : Version17 Android Google Chrome : Version120

<資格認定制度 審査・申請システム>（説明は次頁をご参照ください）

The screenshot shows the login page for the 'Qualification Certification System' (資格認定制度 審査申請システム) of the Japanese Nursing Association (日本看護協会). The page title is 'ログイン' (Login). It features two main sections: 'ログイン' (Login) and '初めての方はこちら' (For first-time users, click here). The login section has input fields for 'ユーザID' (User ID) and 'パスワード' (Password), a 'ログイン' button, and a link for 'パスワードがわからない方はこちら' (Click here if you don't know your password). The first-time user section has an input field for '看護師免許番号' (Nurse License Number) and a 'ユーザ登録画面へ' (Go to user registration screen) button. Annotations include: ① pointing to the license number field; ② pointing to the user ID and password fields; ③ pointing to the login button and the 'password unknown' link. Callouts provide instructions: 'Enter your user ID (nurse license number) and password, and click the login button.'; 'If you are already registered, go to step 1 of the next page.'; 'If you are creating an account for the first time, go to step 1 of the next page.'; 'If you don't know your password, click the link for password reset.'; 'For first-time users, enter your license number and click the user registration screen button.'

生きるを、ともに、つくる。
公益社団法人 日本看護協会

専門看護師・認定看護師・認定看護管理者
資格認定制度 審査申請システム

ログイン

ユーザID
例) 12345678

パスワード

ログイン

パスワードがわからない方はこちら

初めての方はこちら

看護師免許番号
例) 12345678

ユーザ登録画面へ

パスワードが不明な場合は、[パスワードがわからない方はこちら](#) よりパスワードの再設定手続きを行ってください

ユーザーID（看護師免許番号）と過去に自身が設定したパスワードを入力し、**ログイン** を押す

既にアカウント登録されている方
→次頁 STEP 1 の 2 へ

初めてアカウントを作成される方
→次頁 STEP 1 の 1 へ

看護師免許番号の欄に看護師免許番号を入力し、**ユーザ登録画面へ** をクリックする

STEP1～STEP5の申請期間

2024年6月10日（月）10：00 ～ 6月24日（月）15：00

- ・期間内にSTEP1～STEP5すべてを完了してください
- ・期限をすぎたの審査申請及び履歴書の提出は受け付けません

STEP1（前のページをご参照ください）

1.初めてアカウントを作成される方

①[初めての方はこちら⇒（看護師免許番号）]の欄に看護師免許番号を入力し、
[ユーザー登録画面へ](#) をクリックする

看護師免許番号はユーザーIDとして登録されるため、免許証原本を確認の上、正確に入力すること

↓

<個人情報編集画面>が開くので、基本情報を登録する
画面のサンプルは目次9「個人情報編集」
(P45 参照)

↓

STEP2へ進む

2.既にアカウントが登録されている方

- 1) 再受験者
- 2) 今回申請するものとは別の認定資格をすでに有する方
- 3) 過去に別の資格や分野について審査申請したことのある方

②上記の方は、ユーザーID（看護師免許番号）と過去に自身が設定したパスワードを入力し、
[ログイン](#) を押す

③パスワードが不明な場合は、
[パスワードがわからない方はこちら](#) より
パスワードの再設定手続きを行う

↓

氏名・住所・メールアドレス・所属先等に変更がある場合、
[個人情報編集](#) をクリックし、編集を行う(P45 参照)

専門看護師・認定看護師・認定看護管理者
資格認定制度 審査申請システム

※ 個人情報編集

申請メニュー
認定看護師、認定看護管理者、及び専門看護師の各種申請が行えます。

申請状況一覧
各種申請状況の照会とオンライン書類の登録・提出ができます。

↓

STEP3へ進む

STEP 2 (目次9「個人情報編集」P45 参照)

看護師免許証画像をアップロードする

- ① **画像アップロード** を押すと、＜看護師免許証アップロード画面＞がポップアップで表示される
- ② **ファイルを選択** をクリックし、免許証画像を選ぶ
- ③ アップロードした画像を確認し、**選択完了** をクリックする



個人情報保護方針及び登録情報の確認

- ① 「日本看護協会個人情報保護方針は **こちら**」 をクリックし、内容を確認する
→ 同意の場合、[個人情報保護方針を理解し承諾する]の口をチェックをつける
 - ② **確認画面へ** をクリックし、＜個人情報確認画面＞にて情報を確認する
→ 内容が正しければ **登録する** をクリックする
入力した内容に不足等があれば、**入力画面へ戻る** で編集画面に戻り修正する
- ・ 入力内容に不備がある場合、画面上部にエラーメッセージが表示され、登録はできない
エラーメッセージを確認の上、再度入力し登録すること
 - ・ 個人情報は上記登録完了後も編集が可能、登録されたメールアドレス・住所に、認定部から通知メール・郵便物を送付することがあるため、転居や職場の異動等により変更が生じた際は速やかに情報を更新すること
 - ・ 申請時点で『資格認定制度審査・申請システム』に登録されている住所地（47都道府県）の会場での受験となる



STEP3 へ進む

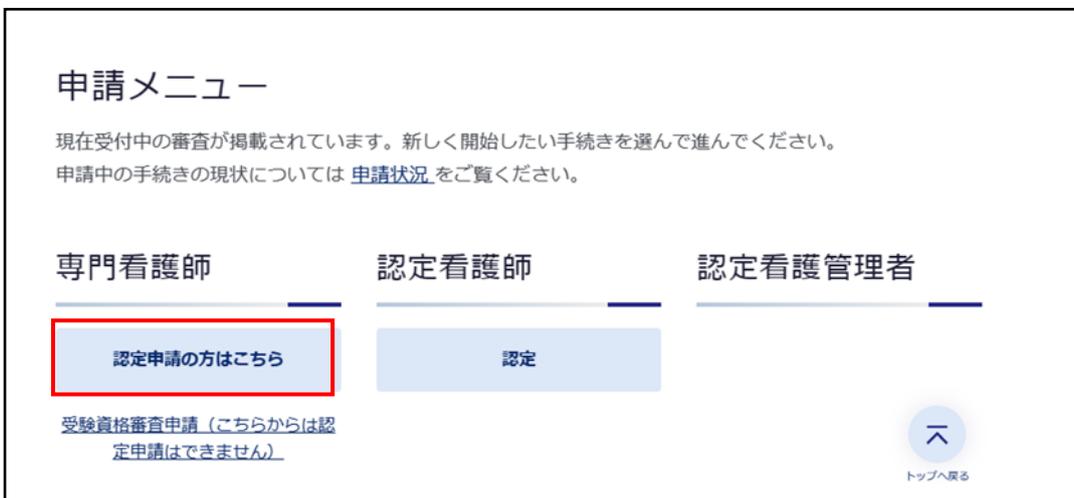
STEP 3

審査申請

- ① メインメニューの＜申請メニュー＞画面を開く



- ② 専門看護師の **認定申請の方はこちら** をクリックする



認定審査と受験資格審査は異なります。認定審査を申請する場合は、受験資格審査申請をクリックしないでください。認定審査の申請ができなくなります

- ③ ＜申請状況一覧＞画面が開くので、**専門看護師** をクリックする
④ ＜申請状況詳細＞画面が開くので、[履歴書] 欄の **確認・編集** をクリックする
⑤ ＜履歴書編集＞画面が開く

履歴書の提出へ進む

STEP 3

履歴書の提出

<入力上の注意事項>

- ・ 2024年6月申請時点の情報について記載する
- ・ 学歴は高校卒業を含めず、それ以降を明記する
- ・ 学校名・学科名は正式名称を記載する
- ・ 入学年月、修了年月を入力する
- ・ 備考には、本会公式HP掲載の「専門看護師教育課程一覧（参考資料）」にある教育課程の「番号」を半角で入力する
- ・ 職歴は、看護師免許取得後のすべての看護実務（教育職を含む）を、施設先・部署・職位が変わるごとに記載する
- ・ 所属先の名称は、正式名称を記載する
- ・ 職歴は期間（年月）を重複して入力することはできない
- ・ 連続で6カ月以上の研修、進学、休職、教育職、看護実務のない企業等の在職期間については、分野区分は「その他」を選択する
- ・ 大学・大学院等の教員としての勤務時間は、実務研修期間としては認められないため、分野区分は「その他」、内容は「教育職」を選択する
- ・ 部署は「12 専門看護分野の実務研修におけるフィールド」を参照し、3東や5Eなどの病棟名ではなく、消化器内科、脳外科等の診療名及び対象者や看護ケアの特徴を具体的に入力する
- ・ 実務研修内容は、申請者自身が当該看護分野で実施した内容（誰に対して何を実施したのか）を項目別に、具体的かつ簡潔にまとめる（各項目10字以上200字以内）

例

実践	大腸がん患者及び家族に対する告知後の看護
相談	ケアを拒む患者の看護について担当看護師に対してコンサルテーションを実施
調整	地域の医師、看護師とチームを形成し、終末期がん患者の在宅支援を調整
倫理調整	認知機能が低下した高齢者に対して治療選択に関する倫理調整を実施
教育	地域連携をテーマとし、他施設の看護者に対して勉強会を実施
研究	〇〇学会等で発表した専門分野に関する研究発表、特別講演や基調講演等演者、シンポジスト等 ※修士課程で取り組んだ研究（修士論文等）のタイトルのみ記載でもよい



入力方法へ進む

STEP 3

<入力方法>

① 専門看護師をクリックする

申請状況一覧

認定資格名をクリックすると、詳細画面に移ります。
オンライン申請書類の作成/編集、受験票の印刷など、各種操作は詳細画面より行ってください。

現在の申請状況

年度		申請区分: 認定	
専門看護師 []			
申請ID		オンライン申請書類	未提出書類あり
教育課程修了証画像	提出済		
書類審査合否	未確定	審査合否	未確定

② 確認・編集をクリックすると、各審査書類の編集画面が開く

申請状況詳細

2021年度 申請区分: 認定
専門看護師[]

申請ID: [] 再受験区分: - [書類送付表出力](#)

オンライン申請書類

履歴書	未提出	確認・編集 ②
履修単位自己申告書	未提出	確認・編集 ②

※編集画面はポップアップウィンドウで表示されます



次頁へ進む

STEP 3

<入力方法>

履歴書編集

入力 確認 完了

③

申請ID			
申請年度	2021	申請区分	認定
資格区分	専門看護師	分野	

④

記入すべき内容については手引きを参照してください。
・非常勤の場合、期間(月数)には実際の勤務時間に基づき、月数に換算した値を入力してください。
・専門看護師の認定申請の場合、「実務研修内容」に個人を特定できるような記述をすることは避けてください。
・認定申請の場合、看護実務研修期間が規定に達していないと、「確認画面へ」は有効になりません。

履歴書

※学歴は、修了見込みも記載してください。
※専門看護分野の実務研修内容がわかるよう記述してください。(詳細は[こちら](#))

⑤ 行を追加

⑥

学歴/職歴	学歴		
入学年月	年 月	修了年月	年 月
期間(月数)	0か月		
教育機関名	例) ○△大学大学院▽▽科		
備考			
削除する			
学歴/職歴	職歴(常勤)	分野区分	当該看護分野
開始年月	年 月	終了年月	年 月
期間(月数)	0か月	所属施設名	例) △△病院
部署	例) 消化器内科病棟	職位	例) 主任

③ 申請区分、資格区分、分野に誤りがないか確認する

④ 入力上の注意事項を確認する

⑤ **行を追加** をクリックし、履歴書の入力行を表示させる

⑥ 「学歴」、「職歴」を入力する

職歴は、「分野区分」はプルダウンから「当該看護分野」、「当該看護分野以外」、「その他」を選択し、看護師免許取得後のすべての看護実務（教育職を含む）を施設先・部署・職位が変わるごとに入力してください



次頁へ進む

STEP 3

<入力方法>

⑦

実務研修内容	
実践 <small>必須</small>	<input type="text"/>
相談 <small>必須</small>	<input type="text"/>
調整 <small>必須</small>	<input type="text"/>
倫理調整 <small>必須</small>	<input type="text"/>
教育 <small>必須</small>	<input type="text"/>
研究 <small>必須</small>	<input type="text"/>

看護実務研修期間の確認

当該看護分野 ※36ヶ月以上	60
当該看護分野以外	0
合計 ※60ヶ月以上	60

⑨

⑩

[申請状況詳細へ戻る](#)

- ⑦ 実務研修内容を入力する。履歴書の提出（P13）<入力上の注意事項>の例を参照すること
- ⑧ 看護実務研修期間（職歴から自動計算）が当該看護分野 36 カ月以上、合計 60 カ月以上であることを確認する
- ⑨ 入力内容を一時保存する場合は **保存する** をクリックする
- ⑩ 入力内容を確認後、**確認画面へ** をクリックし、<履歴書確認画面>で提出内容に誤りがないか最終確認する

次頁へ進む

STEP 3

<入力方法>

- ① 入力内容に追記・修正を行う場合は、**入力画面へ戻る** をクリックし、履歴書編集画面へ戻り追記・修正を行う
- ② **提出する** をクリックする
入力内容に不備がある場合、画面上部にエラーメッセージが赤字で表示され、保存や確認画面に進むことができません。エラーメッセージを確認の上、入力内容を修正し、再度 **保存する** または **確認画面へ** をクリックしてください
- ③ <申請状況詳細>画面にて履歴書が「提出済」となっていることを確認してください

※期日までに必ず **提出する** をクリックし、提出を完了してください

期日までに履歴書の提出が確認できない場合、書類不備として不合格となります

※ **提出する** をクリックした後は内容の追記・修正はできないため、十分確認の上、提出してください

コース内修了者

<申請状況詳細>画面にて履歴書が「提出済」となっていることを確認する

STEP5 へ進む

コース外修了者

<申請状況詳細>画面にて履歴書が「提出済」となっていることを確認し、[履修単位自己報告書] 欄の **確認・編集** をクリックする

STEP4 へ進む

STEP 4 (コース外修了者のみ)

履修単位自己申告書の提出

「履修単位自己申告書」とは、SC-2の「履修単位証明書等」で申告した単位のうち、専門看護師教育課程に相当する単位が38単位以上あることを確認するために作成するものです

<入力方法>

履修単位自己申告書編集

①

氏名		申請ID	
申請年度	2021	申請区分	認定
資格区分	専門看護師	分野	

②

- ・記入すべき内容・入力時期については必ず手引きを参照の上入力してください。
- ・記入した情報に対して、すでに認定単位として実績がある場合は、自動的に申請単位数が表示されます(変更不可)。
- ・入力方法に不備がある場合は、エラーメッセージが表示され、入力内容は保存されません。
- ・選択した教育課程単位数の基準を満たすと提出が可能になりますので「提出する」ボタンをクリックしてください。
- ・「提出する」ボタンをクリックし、提出が完了するまでは、追記修正が可能です。追記修正した場合は必ず「保存する」ボタンをクリックしてください。
- ・「提出する」ボタンをクリックし、提出が完了した後は、内容の再編集及び再提出はできないため、内容を十分確認の上、提出をお願いします。
- ・提出後は、本申告表を印刷し、修士課程の履修単位証明書を含む書類と合わせて送付してください。

③

教育課程単位数 必須 26単位

教育機関情報

④

都道府県

教育機関名

手入力

⑤

教育機関の追加

教育機関名:

CNS共通科目

⑥

コース	コース外	科目名	<input type="text"/>
取得単位数	<input type="text"/>	取得年度	<input type="text"/>
日本看護系大学協議会 CNS課程基準	-	申請単位数	-

次項へ進む

STEP 4（コース外修了者のみ）

履修単位自己申告書の提出

<入力方法>

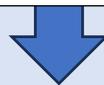
60分間 **保存する** が押されないとタイムアウトするので、適宜保存してください

- ① 申請区分、資格区分、分野に誤りがないか確認する
- ② 入力上の注意事項を確認する
- ③ 教育課程単位数を「38単位」とする
- ④ 教育機関情報を入力する。都道府県を選択後に、プルダウンで選択もしくは、手入力の欄に教育機関の正式名称を入力する
- ⑤ **教育機関の追加** をクリックする
- ⑥ [CNS 共通科目] [専攻分野共通科目] [専攻分野専門科目] [実習] のそれぞれについて、**追加する** をクリックし、コース名、科目名、取得単位数、取得年度を上記注意事項に従い入力する

<入力上の注意事項>

- ・ [コース] はプルダウンから選択してください
- ・ [科目名] は、「修士課程の履修単位証明書または成績証明書等」に記載の科目名と同一にしてください
- ・ [取得単位数・取得年度] に、取得した単位と取得年度を入力してください
- ・ [日本看護系大学協議会 CNS 課程基準・申請単位数] に、履修した科目に相当する科目をプルダウンで選択し、申請する単位数を入力してください
- ・ 申請単位の合計を確認してください

複数の教育機関で単位を修得している場合は、④、⑤の手順で教育機関を追加し、それぞれの教育機関ごとに履修科目・単位数等を入力してください



次項へ進む

STEP 4（コース外修了者のみ）

<入力方法>

⑦

申請単位数	
CNS共通科目	
最低単位数	8
申請単位数合計	8
専攻分野科目	
最低単位数	12
申請単位数合計	12
実習	
最低単位数	6
申請単位数合計	6
合計	
最低単位数	26
申請単位数合計	26

⑧

⑨

[申請状況詳細へ戻る](#)

⑦ 申請単位数の合計を確認する

⑧ 履修単位自己申告書を保存し、内容を確認する

入力が完了し提出する場合は一度 をクリックする

⑨ をクリックする

入力内容に不備がある場合、画面上部にエラーメッセージが赤字で表示され、保存や確認画面に進むことができません。エラーメッセージを確認の上、入力内容を修正し、再度 または をクリックしてください

※ を押すまでは、追加・修正が可能です。が、 を押した後は内容の再編集ができないため、十分に確認のうえ、提出してください



次頁へ進む

STEP 4 (コース外修了者のみ)

<入力方法>

⑩ 提出が完了すると画面下部に **印刷** が表示されるため、印刷を行い（白黒可）、郵送審査書類「SR-1」として送付する

印刷 ボタンはスマートフォンには対応していません

合計	
最低単位数	26
申請単位数合計	28

⑩ **印刷する**

[申請状況詳細へ戻る](#)



STEP5 へ進む

STEP 5

審査料の振込 ・期日：6月24日（月）15：00

- 1) 審査料（書類審査・筆記試験）：51,700円（税込）
※振込手数料は申請者が負担すること
- 2) 振込先：以下のいずれかの方法により、確認する
 - (1) 審査申請時に登録メールアドレスに送信された『審査申請受理/振込口座の案内』のメール
 - (2) 『資格認定制度 審査・申請システム』
ログイン ⇒ [申請状況一覧]の画面の 専門看護師 をクリック ⇒ <申請状況詳細画面>に表示される「審査料」
- 3) 注意事項
 - (1) **期日までに審査料の振込が確認できない場合、審査申請を取り下げたものとみなします**
 - (2) **振込口座番号は申請者ごとに異なるため、他の申請者の口座に振り込まないように注意してください**
 - (3) 振込名義は申請者の氏名(カタカナ)とし、施設名での振込は避けてください
 - (4) 振込明細票等の提出は不要ですが、自身で保管してください。なお、振込明細票は税法上正式な領収書として利用できます
 - (5) 既納の審査料はいかなる理由があっても返還しません

2-4 審査書類の提出（郵送）

STEP 6の申請期間

2024年6月10日（月）～7月2日（火） 消印有効

STEP 6

審査書類様式の入手

日本看護協会公式ホームページ [看護職の皆さまへ] [資格認定制度] [資格認定を目指す方へ] [専門看護師] のページにアクセスし、認定審査 審査書類様式をダウンロードする
URL: <https://www.nurse.or.jp/nursing/qualification/vision/cns/index.html>

審査書類の作成

<作成上の注意事項>

- ・ **審査書類に不備があった場合は書類審査不合格となるため十分に留意して作成してください**
- ・ 審査書類はA4サイズとし、自筆またはパソコンで記載してください
- ・ 年月の記載はすべて西暦を使用してください
- ・ 各書類の申請IDの記載欄には、『資格認定制度 審査・申請システム』の<申請状況一覧>画面に表示される申請IDを記載してください
- ・ 指定様式のない書類には、書類の右上に申請IDを記載してください
- ・ 訂正箇所は二重線を引き、訂正印を押してください
- ・ 修正テープや修正インクは使用しないでください
- ・ 用紙が足りない場合には、指定の様式に従って追加分を作成し使用してください
- ・ 認定審査申請書類確認用紙（SC-0-1 もしくは SC-0-2）上の事務局確認欄には何も記載しないでください
- ・ すべての申請書類は書類番号順に並べてください

郵送での提出物一覧へ進む

郵送での提出物一覧

下記表を参照し、自身が郵送する書類を確認する

○：提出

△：教育要件のコース外に該当する場合のみ提出

◇：該当者のみ提出

書類番号	指定様式	提出物	新規受験者	受験資格審査合格者	再受験区分
					①
SC-0-1	有	認定審査 審査書類 確認用紙（新規受験者用）	○	—	—
SC-0-2	有	認定審査 審査書類 確認用紙（再受験者区分①、②・過去の受験資格審査合格者用）	—	○	○
SR-1	*	履修単位自己申告書（『資格認定制度 審査・申請システム』で作成し、出力したもの）	△	—	△
SC-1	無	修士課程の修了証書の写し	○	—	○
SC-2	有	専門看護師教育課程基準単位取得証明書（コース内）	○	—	○
	無	修士課程の履修単位証明書または成績証明書等（コース外）	△		△
SC-3-1a	無	教育機関が作成した履修当時のシラバスの写し	△	—	△
SC-3-1b	無	教育プログラムに関する添付資料	△	—	△
SC-3-1c	無	実習要項及び実習記録	△	—	△
SC-4-1	有	勤務証明書	○	○	○
SC-4-2	有	非常勤勤務証明書	◇	◇	◇
SC-5	無	改姓に関する証明	◇	◇	◇

*システムから出力

※再受験区分②のうち該当者は勤務証明書を郵送で提出してください

※再受験区分③、④の該当者は申請書類（郵送）の提出物はありません

再受験要件については P. 48～P. 49 「10 再受験の方」を参照してください



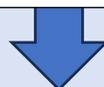
各提出書類の記載方法・注意事項へ進む

各提出書類の記載方法・注意事項

書類番号 *は指定様式	申請書類名	記載方法・注意事項
SC-0-1*	認定審査 審査書類確認用紙 (新規受験者用)	1) 申請状況一覧で申請 ID を確認し、申請 ID・分野名・システムに登録した氏名を所定の欄に記載する 2) 教育要件 (P. 4 参照) について、コース内/コース外のどちらか該当する方に○をつける 3) 再受験区分①と②の該当者、過去の受験資格審査合格者は、書類番号 SC-0-2 に記載し、自身の該当する要件に○をつける 4) 書類の不備、不足がないか確認した後、枚数を記入し、本人確認欄にチェックする ※事務局確認欄には何も記載しない
SC-0-2*	認定審査 審査書類確認用紙 (再受験者区分①、②の該当者、過去の受験資格審査合格者用)	
SR-1*	履修単位自己申告書 (コース外修了者のみ)	審査書類 (オンライン) 提出時の画面を A4 に出力し (白黒印刷可)、左上に書類番号「SR-1」と記載したものを資料として提出する
SC-1	修士課程の修了証書の写し	教育機関が発行した看護系大学大学院修士課程、もしくは関連領域の大学院修士課程を修了していることを証明するものを、A4 にコピーし、左上に書類番号「SC-1」と記載し提出する ※修了証明書も可。ただし、修了証明書の場合、原本を提出すること。左上に書類番号「SC-1」を記載する
SC-2	【コース内修了者】 専門看護師教育課程基準単位取得証明書	1) 申請する分野の指定様式を用いて、教育機関が発行した原本を提出する 書類の右上に申請 ID と氏名を記載する 2) 大学院修士課程において、専門看護師教育課程の所定の単位 (38 単位以上) を取得していることを証明するものであること 3) 申請する単位の全て (38 単位以上) について、科目名、取得単位数、取得年度が明記されていること 4) 各専門看護分野の専攻分野共通科目、専攻分野専門科目、実習科目、CNS 共通科目の必要な単位数を確認すること
	【コース外修了者】 修士課程の履修単位証明書または成績証明書等	1) 教育機関が発行した原本を提出すること。書類の左上に書類番号「SC-2」を記載し、右上に申請 ID を記載する 2) 大学院修士課程において、専門看護師教育課程に相当する科目・所定の単位 (38 単位以上) を取得していることを証明するものであること 3) 申請する単位の全て (38 単位以上) について、科目名、取得単位数、取得年度が明記されていること

書類番号 *は指定様式	申請書類名	記載方法・注意事項
教育要件コース外の場合は、以下 SC-3-1a～c を提出すること ※大学院修士課程において、専門看護師教育課程に相当する科目・単位を履修したことを確認できる書類を提出してください		
SC-3-1a	【コース外修了者】 教育機関が作成した履修当時のシラバスの写し	1) SR-1 で自己申告した科目のうち、教育要件のコース外に該当する履修科目について、 <u>教育要件のコース内と同様の内容であることが確認できるよう、履修当時のシラバスのコピーを提出する</u> ※シラバスのコピーを提出する際には、自身の履修当時のものであることが確認できるよう教育課程名、年度、ページ番号が記載されているもの（表紙や目次等）を併せて提出すること ※履修時に教育要件のコース外であった科目が、申請時において教育要件のコース内に該当する科目として認定されている場合は、 <u>認定された年度のシラバスのコピーを提出する</u> 。シラバスのコピーを提出する際には、認定された年度のものであることが確認できるよう教育課程名、年度、ページ番号が記載されているもの（表紙や目次等）を併せて提出すること 2) A4 にコピーし、左上に書類番号「SC-3-1a」と記載する
SC-3-1b	【コース外修了者】 教育プログラムに関する添付資料	SC-3-1a のシラバスに示される内容が専門看護師教育課程基準の内容に相当することを示すために、履修時の講義資料等を A4 にコピーし、左上に書類番号「SC-3-1b」と記載し提出する
SC-3-1c	【コース外修了者】 実習要項及び実習記録	1) SR-1 で自己申告した科目のうち、教育要件のコース外に該当する実習科目について、 <u>教育要件のコース内と同様の内容であることが確認できるよう、実習要項及び実習期間、内容等を具体的に記載した実習記録を提出する</u> ※実習要項を提出する際には、自身の履修当時のものであることが確認できるよう教育課程名、年度、ページ番号が記載されているもの（表紙及び目次等）を併せて提出すること ※履修時に教育要件のコース外であった科目が、申請時において教育要件のコース内に該当する科目として認定されている場合は、 <u>認定された年度の実習要項のコピーを併せて提出する</u> 。実習要項のコピーを提出する際は、認定された年度のものであることが確認できるよう教育課程名、年度、ページ番号が記載されているもの（表紙や目次等）を併せて提出すること 2) A4 にコピーし、左上に書類番号「SC-3-1c」と記載する 3) 記録内の申請者名や患者等の個人情報に関するものは塗りつぶす等個人情報保護に配慮すること

書類番号 *は指定様式	申請書類名	記載方法・注意事項
SC-4-1*	勤務証明書	<p>1) 受験資格を満たしていることを証明するため、以下について全て確認できる勤務証明を得ること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看護師の資格取得後、通算5年以上実務研修をしている ・上記5年のうち、通算3年以上は専門看護分野の実務研修をしている ・現在、看護実践を勤務していることが望ましい <p>2) 証明者は、所属施設の責任者（所属施設長、看護部長等）であること。本人が責任者である場合は、受験者と社会的に対等または上位に位置する者の証明を得ること。その場合は、証明者の所属や職位を証明する文書（自由書式）を提出する</p> <p>3) 所属（病棟・部門等）は、専門看護分野で実務研修をしていることがわかるように、「専門看護分野の実務研修におけるフィールド」（P.51）を参照し、記載する。3東や5Eなどの病棟名ではなく、診療科名及び対象者や看護ケアの特徴などを具体的に記載する</p> <p>※大学院等（専門看護師教育課程・認定看護師教育課程を含む）における教員としての勤務期間は、実務研修期間として認めない</p> <p>※外国における勤務については、指定様式（SC-4-1）と同様の内容を記載した書類をその国の言語で作成し、英語以外の言語の場合には和訳とともに提出してください</p>
SC-4-2*	非常勤勤務証明書	<p>1) 非常勤の場合、「実質勤務時間150時間」を「1カ月」相当として勤務月数を算出し、実務研修期間（月数）の証明を得る</p> <p>2) 証明者は、所属施設の責任者（所属施設長、看護部長等）であること</p> <p>3) 所属（病棟・部門等）は、「専門看護分野の実務研修におけるフィールド」（P.51）を参照し、診療科名及び対象者や看護ケアの特徴などを具体的に記載する</p> <p>※大学院等（専門看護師教育課程・認定看護師教育課程を含む）における教員としての勤務期間は、実務研修期間として認められません</p>
SC-5	【該当者のみ】 改姓に関する証明	<p>1) 改姓により、各種審査書類と姓が異なる場合のみ提出する（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者名と各種審査書類に記載の氏名が異なる場合 ・各種証明書類に旧姓と新姓が混在する場合 ・再受験申請者、前年度筆記試験欠席者、受験資格審査合格者で、前回申請時から改姓した場合 <p>2) 改姓前及び改姓後の姓名が確認できる証明書類（戸籍抄本、運転免許証（表面と裏面）のコピー、パスポート等のコピー）を提出する運転免許証等をコピーする場合は、A4にコピーする</p> <p>3) 左上に書類番号「SC-5」と記載する</p>



郵送方法へ進む

郵送方法

書類送付表の印刷

- ① 『資格認定制度 審査・申請システム』へログインし、**申請状況一覧** をクリックする
- ② **専門看護師** をクリックし、＜申請状況詳細画面＞上部の **書類送付表出力** をクリックする

申請状況詳細

2021年度 申請区分: 認定
専門看護師 []

申請ID: **書類送付表出力**

オンライン申請書類

実践報告書	未提出	確認・編集
研修実績・研究業績申告表	未提出	確認・編集

- ③ 書類送付表を印刷する
＜書類送付表画面＞

171-0014
東京都豊島区池袋 2-65-18 WEST ビル 2F
CNS 認定審査 審査書類受付係 御中

CNS(専門看護師) 審査書類在中

●申請ID	
●氏名	
●受験資格要件	

システム画面上に印刷ボタンは表示されないため、画面上で右クリックをし、表示されるボタン一覧にある「印刷」をクリック、プレビュー画面の表示を確認し、印刷をする

申請 ID と名前は自動で表示されるため、誤りがないか確認する

- ④ A4 サイズの審査書類（郵送）が折らずに入る封筒等を選び、書類送付表を貼る
- ⑤ 封筒に自身の住所を記載する



次頁へ進む

郵送方法

審査書類の送付

提出期間外の消印がある書類は受理しません

送付内容及び送付方法に不備がある場合は、不合格となります

書類提出期間内に配達記録が残る方法(簡易書留や特定記録郵便等)にて下記まで送付してください

書類の送付先 (書類送付表に自動表示)

〒171-0014

東京都豊島区池袋 2-65-18 WEST ビル 2F CNS 認定審査 書類受付係

※認定審査業務の一部はプロメトリック株式会社に委託しています。

<送付上の注意事項>

- ・ 書類の持参や上記以外の方法で送付した場合、受け付けできません
- ・ 提出された書類はいかなる理由があっても返却しません
- ・ 書類受理についての問合せは受け付けできません
- ・ 一度提出された書類の差替え・追加は受け付けできません
- ・ 送付前に郵便料金が不足していないか確認してください。不足時は受理できません

2-5 申請を取下げの方

P50、11 申請を取下げの方へ進む

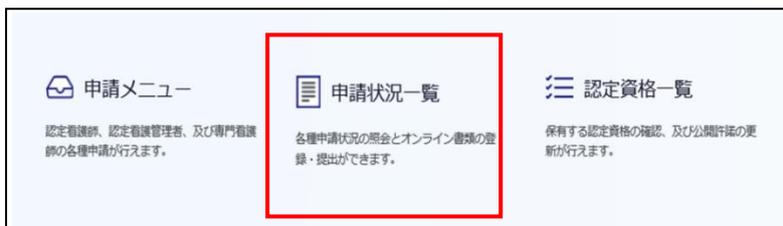
3 書類審査合否の確認と受験票の印刷

3-1 書類審査合否の確認

書類審査合否の発表日時
2024年9月5日（木） 11:00～

確認方法

- 1) 『資格認定制度 審査・申請システム』（下記アドレス）にアクセスする
URL: <https://nintei.nurse.or.jp/certification/Nurse/NLGI01/NLGI01.aspx>
- 2) ユーザーID、パスワードを入力しログインする
- 3) **申請状況一覧** をクリックする



- 4) **専門看護師** をクリックし、＜申請状況詳細＞画面を開く
- 5) 申請状況詳細に表示される当該申請の[書類審査合否]を確認する
「不合格」の場合は筆記試験を受験することができない
- 6) 合格者は「3-2 受験票の印刷」にすすむ

3-2 受験票の印刷

[合格]の場合は受験票をダウンロードする。

受験票ダウンロード可能期間
2024年9月5日(木) 11:00 ~ 10月2日(水)

印刷方法

<申請状況詳細画面>

筆記試験	
試験会場	会場
試験日	2021年 月
受験票	印刷画面を表示する

- 1) [筆記試験] の [印刷画面を表示する](#) をクリックする
- 2) ポップアップウィンドウで受験票が表示されるので、受験票に記載の内容（本人氏名、試験会場等）を確認し、画面最下部の [印刷](#) をクリックし、印刷する

(画面例)

2024年度 認定審査 受験票		受験番号		
申請年度	2024	資格区分	分野	申請ID
フリガナ	本人署名※			
氏名	※署名欄には適筆で署名をお願いします。本人の署名をもって、審査合格後の認定登録の意思確認とします。			
生年月日	※この受験票は筆記試験中に回収し適切に管理いたします。			
看護師免許番号	筆記試験日	開場時間	集合時間	
	試験会場			
	試験会場住所			
				

ブラウザのポップアップブロックの設定が有効の（ポップアップウィンドウをブロックしている）場合、受験票画面は表示されない。ポップアップブロック設定解除については、「資格認定制度審査・申請システム」画面下の「よくある質問」の「審査申請について」のQ4を参照する

<注意事項>

- ・ A4 タテ（白黒可）で印刷すること
- ・ [印刷](#) ボタンはスマートフォンには対応していない

3-3 受験準備

- 1) 印刷した受験票の「本人署名欄」への署名をもって、審査合格後の認定登録および氏名・都道府県名公表の意思確認とします。直筆で署名してください
- 2) 筆記試験では、CNSの6つの役割（実践、相談、調整、倫理調整、教育、研究）について、受験者がその役割を適切に理解し、果たすことができる能力を備えているか解答（記述）した内容から確認します
また、社会背景や専門看護分野の動向を踏まえたもの、自施設の課題をもとに記述を求めるもの等が出題されるため、これらを踏まえて、各自受験の準備をすることを推奨します

(1) 過去問題と受験者の課題の確認について

認定審査に申請後、前年の審査問題と受験者の課題について『資格認定制度 審査・申請システム』からダウンロードが可能です。どのような問題が出題され、どのような課題が指摘されていたのか確認してください

また、教育機関（CNS教育課程）には、前年の審査問題や受験者の課題を公表しています
審査申請前でも、自身が修了した教育機関から過去問題を入手することもできます

(2) 実務研修内容や事例のまとめについて

理論・概念を踏まえて、自身が行った実践のプロセスを記述できるように実務研修内容や事例をまとめておくことを推奨します

また、自身が行った看護実践に対するアセスメント、対応を必要とした問題や課題を具体的に記述できるよう準備を進めてください

(3) 参考図書について

「14 参考図書」には、コンサルテーション（相談）や倫理調整についての参考図書を紹介しています。役割の理解や自身が行った事例をまとめる際に利用することもできます

4 筆記試験

4-1 日程

試験日
2024年10月2日(水)

開場	集合・本人確認	オリエンテーション	試験時間
9:30	9:50	10:05	10:30~12:30

4-2 試験会場

47 都道府県に設置しております

「資格認定制度 審査・申請システム」に登録の住所地で受験となります

申請時点で「資格認定制度 審査・申請システム」自宅住所欄に登録されている都道府県で会場を確定します

※試験会場の住所・施設名等は受験票に記載しております。また、会場周辺地図は受験票にある QR コードを読み込むことで確認できます

※試験に関する問い合わせや当日の緊急連絡先は、認定部（03-5778-8546）まで連絡し、試験会場への連絡はご遠慮ください

4-3 方法

出題方式	配点	時間
問題 1. 事例問題（論述式）	100 点	120 分
問題 2. 総合問題	100 点	

4-4 出題範囲

専門看護師教育課程の全科目

一般社団法人 看護系大学協議会の公式 HP

「高度実践看護師教育課程基準（専門看護師）」参照

URL: <https://www.janpu.or.jp/download/pdf/cns.pdf>

4-5 当日の持ち物

受験票	受験番号、本人氏名、試験会場情報が正しく記載されているか確認し、記載に誤りがある場合には速やかに認定部に連絡すること ※「本人署名欄」に直筆で署名をする ※署名をもって、審査合格後の認定登録および氏名・都道府県名公表の意思確認とする
本人確認書類	顔写真付きの本人確認書類（運転免許証、有効なパスポート、写真付き社員証、マイナンバーカード等） ※試験会場で「受験票」と「顔写真付きの本人確認書類」を照合することで本人確認をする
時計	試験会場に時計の用意はないので、時計を持参すること ※時計は、腕時計、懐中時計等を指します（時計機能のみのもの；アラーム機能が解除でき、秒針等の音が周囲に聞こえないもの） 通信・計算・辞書機能付のもの及び携帯電話は使用不可
筆記用具	記入用のHB又はBの鉛筆、シャープペンシル、消しゴム ※ボールペンは記入が正しく読み取れないため使用不可、試験会場での筆記用具の貸与等を行わない

4-6 受験の注意事項

- 1) 印刷した受験票に記載の試験日時、会場等の審査の詳細は、日本看護協会ホームページに掲載の審査案内とあわせて必ず確認してください。内容に相違がある場合は速やかに認定部に連絡してください
- 2) 試験開始後の会場への入室は認められません。遅刻厳禁となります
- 3) 会場内への大きな手荷物の持ち込みはできません（椅子の下、足元に納まる程度までとしてください）
- 4) 机上に置けるのは受験票、時計及び筆記用具のみとなります。下敷きや定規は使用できません
- 5) 試験開始後、一度退室したら再入室できません

4-7 合格基準

筆記試験は200点満点とし、A～Cの三段階で評価する

A評価、B評価は合格、C評価は不合格とする

A:80%以上（160点以上） B:70～79%（140～159点） C:70%未満（140点未満）

4-8 筆記試験を欠席される方

書類審査合格者がやむを得ない理由により試験を欠席する場合、下記の手続きにより、翌年度の認定審査1回に限り、審査料を免除の上、認定審査を受験することができます
なお、手続きを行わなかった場合、翌年度の審査料は免除されません

手続き方法

- 1) 欠席する旨を筆記試験日（10月2日（水））の試験開始30分前までに日本看護協会認定部に電話で連絡してください
日本看護協会認定部

受付時間	月曜日から金曜日（土日祝日を除く） 9：30～12：00 / 13：00～17：00
電話番号	03-5778-8546

- 2) 電話連絡後10月9日（水）までに、メールにて認定部（専門看護師担当）に欠席の連絡をしてください。メールには、氏名・分野名・申請ID・会場を記載してください
※メールアドレスは1)の際に連絡します
- 3) 欠席の連絡（メール）を受理後、数日以内に認定部から欠席手続き完了のメールを送信するので、内容を確認してください
欠席手続き完了のメールが届かない場合は、再度認定部にメールしてください
- 4) 翌年の申請の際は、「専門看護師（CNS）認定の手引き」を参照し、審査申請を行ってください

5 審査合否の確認と認定料の振込

5-1 審査合否の確認

審査合否の発表日時

2024年12月24日（火）14:00 予定

確認方法

- 1) 『資格認定制度 審査・申請システム』（下記アドレス）にアクセスする
URL: <https://nintei.nurse.or.jp/certification/Nurse/NLGI01/NLGI01.aspx>
- 2) ユーザーID、パスワードを入力しログインする
- 3) **認定資格一覧** をクリックし、申請状況一覧を確認する

<申請状況一覧画面>

現在の申請状況			
年度 申請区分: 認定 専門看護師 []			
申請ID		オンライン申請書類	提出済
教育課程修了証画像	提出済		
書類審査合否	合格	審査合否	

- 4) <申請状況一覧>画面に表示される当該申請の[審査合否]を確認する
- 5) [審査合否]に、合格または不合格が表示される
- 6) **専門看護師** をクリックする
- 7) <申請状況詳細>画面で、合否情報、入金情報（認定料）、支払期限等を確認する



次項へ続く

<申請状況詳細画面>

認定料

お支払金額	円
お支払期限	年 月 日 時
振込先	銀行名： 銀行 支店 口座番号：普通 口座名義：公益社団法人 日本看護協会 専門看護師口 ※ATM等で文字数の制約上、途中までしか表示されないことがあります。 ※振込時、振込人はご自身の氏名をカタカナで入力してください。

合否結果

書類審査：合格

教育要件： 合格 **確認**

実務研修要件： 合格

審査合否：合格

筆記試験 出欠：出席
合計点(事例問題, 総合問題)：-
評価：-

- 8) 合格の場合、[認定料] の入金情報を確認する
点数および評価は表示されません
- 9) 合格者は「5-2 認定料の振込」へ進む

<不合格の場合>

(画面例)

審査合否：不合格

不合格理由-

筆記試験

出欠：出席
合計点(事例問題, 総合問題)：0.0 (0.0,0.0)
評価：C

- ・入金情報は表示されません
- ・点数および評価が表示されます
(ただし、不合格理由は開示していないため表示されません)

5-2 認定料の振込

認定登録料振込期限
2025年1月10日（金）15：00まで 予定

**認定料の振込がない場合は登録手続き及び認定証発行ができないため
期日を厳守してください**

1) 認定登録料：51,700円（税込）

※振込手数料は申請者が負担すること

2) 振込先：審査料の振込口座と同じ。以下のいずれかの方法で確認する

(1) 審査申請時に登録メールアドレスに送信された『審査申請受理/振込口座の案内』のメール

(2) 『資格認定制度 審査・申請システム』

ログイン ⇒ [申請状況一覧]の画面の **専門看護師** をクリック ⇒ [申請状況詳細]画面に表示される「認定料」

3) 注意事項

・ **振込口座番号は申請者ごとに異なるため、他の申請者の口座に振り込まないように注意してください**

・ 振込名義は申請者の氏名(カタカナ)とし、施設名での振込は避けてください

・ 振込明細票等の提出は不要ですが、保管ください。なお、振込明細票は税法上正式な領収書として利用できます

・ 既納の認定料はいかなる理由があっても返還しません

6 登録内容の確認と情報公開の設定

6-1 登録内容の確認

確認方法

認定料の振込確認後、認定部にて専門看護師名簿への登録手続きを行う

認定登録手続き完了後、認定部から全認定者にメールで連絡する

- ① 認定部からの通知メールを受信後、『資格認定制度 審査・申請システム』にログインする
- ② メインメニューから **認定資格一覧** をクリックする
- ③ 登録内容を確認する

<認定資格一覧画面>

認定資格一覧			
④ 専門看護師 []			
認定登録番号	⑥	認定年月日	⑤ 年 月 日
有効年月日	年12月31日	更新年月日	-
移行年月日	-		
氏名 公開/非公開	⑦ 非公開 変更する	施設名 公開/非公開	⑦ 非公開 変更する

- ④ 認定申請した資格が表示されていることを確認する
- ⑤ 認定申請した資格の認定年月日が当年であることを確認する
- ⑥ 認定申請した資格の有効年月日が「当年+5年12月31日」であることを確認する
- ⑦ 氏名・施設名の公開/非公開の設定は **変更する** をクリックする
→次項「6-2 情報公開の設定」へ進む

6-2 情報公開の設定

設定方法

< 認定情報公開許諾更新画面 >

認定情報公開許諾更新 入力 確認 完了

① 日本看護協会公式ホームページにおける情報公開について
日本看護協会公式ホームページでは、認定者の氏名、所属施設、修了した特定行為区分（認定看護師のみ）の情報公開を行っております。情報を公開することにより、所属施設または認定者へのお問い合わせ等が増加することも考えられます。所属施設名の公開については、ご自身でご所属施設の許諾を得たうえで入力してください。
また、以下についてもご了承の上、公開・非公開の入力をお願いいたします。
所属施設を公開設定し、個人情報編集画面より離職中を設定した場合、分野別都道府県別登録者検索や統計等にはご自宅の都道府県で表示/集計がされます。
所属施設を非公開設定した場合、分野別都道府県別登録者検索の都道府県を指定した検索では氏名の表示がされません。

専門看護師 []

認定登録番号		認定年月日	年 月 日
有効年月日	年12月31日	更新年月日	-
移行年月日	-		
氏名 公開/非公開	非公開	施設名 公開/非公開	非公開

②

③ 確認画面へ

[一覧画面へ戻る](#)

- ① 表示されている注意を確認する
- ② 氏名・施設名の公開/非公開について設定する
- ③ **確認画面へ** をクリックする
- ④ < 認定情報公開許諾更新確認 > 画面にて **更新** をクリックする

『資格認定制度 審査・申請システム』で公開を設定した場合
 日本看護協会公式ホームページでは、認定登録者の情報は下記のように公開されます

資格区分*	<input type="radio"/> 認定看護師 <input type="radio"/> 認定看護管理者 <input checked="" type="radio"/> 専門看護師		
課程区分	全て ▾	分野	がん看護 ▾
施設所在都道府県 ※離職中の方は、自宅所在都道府県となります。	全て ▾	施設種別	全て ▾
施設設置主体名	全て ▾	施設法人名	<input type="text"/> ※部分一致
所属先施設名	<input type="text"/> ※部分一致		
氏名(漢字)	姓 <input type="text"/> ※部分一致	名 <input type="text"/> ※部分一致	
			検索

[最初]	[前]	1	2	3	4	5	6	[次]	[最後]	1~50件目/1036件
分野	都道府県	氏名	施設法人名	所属先施設名	修了した特定行為区分					
がん看護	北海道	看護 花子	A 法人	ABC 病院	-					
がん看護	北海道	〇〇 〇〇	-	-	-					
がん看護	北海道	〇〇 〇〇	B 法人	D 病院	-					
がん看護	北海道	〇〇 〇〇	C 法人	EF 総合病院	-					
がん看護	北海道	〇〇 〇〇	医療法人	G 総合病院	-					
がん看護	北海道	〇〇 〇〇	D 法人	H 医療センター	-					

7 認定証等の発行および受領

7-1 認定証の発行

- ・認定証及び認定証カードは、2024年12月26日時点で『資格認定制度審査・申請システム』に登録されている氏名で発行し、同システムの画面に表示される文字の字形にて作成します

7-2 認定証の受領

- ・認定登録の手続き完了後、認定証・認定証カード・専門看護師徽章が交付されます（発送完了後メールします）
- ・上記3点は、2024年12月26日時点で『資格認定制度審査・申請システム』に登録されている住所に送付します。審査申請時から住所・氏名に変更が生じた場合、12月25日までに同システムの〔個人情報編集〕にて情報を更新してください
- ・上記3点が届いたら、内容を確認してください

8 その他の事項

8-1 審査に関する情報開示

- 1) 過去問題の開示について

過去問題開示期間	2024年6月25日（火）11:00～10月2日（水）17:00
対象	第34回専門看護師（CNS）認定審査申請者
内容	前年度の認定審査の筆記試験問題・受験者の課題

閲覧方法

- (1) 上記期間内に、『資格認定制度 審査・申請システム』（下記アドレス）にアクセスする

URL: <https://nintei.nurse.or.jp/certification/Nurse/NLGI01/NLGI01.aspx>

- (2) ログイン画面にユーザーID、パスワードを入力しログインする
- (3) メインメニューの **申請状況一覧** をクリックする



- (4) 筆記試験 [過去問題] 欄の **ダウンロードする** をクリックし、過去問題・受験者の課題をダウンロードし、閲覧する



2) 当該年度審査問題の開示について

対象	第 34 回専門看護師（CNS）認定審査申請者
内容	当該年度認定審査の筆記試験問題・受験者の課題
方法	合否発表 3 週間後、『資格認定制度 審査・申請システム』の「認定審査に申請された方へお知らせ」から閲覧・ダウンロードする

認定審査申請者へ開示後、専門看護師教育機関にも『教育機関システム』内に次年度筆記試験前日まで開示します

3) 個人の審査評価の開示について

対象	第 34 回専門看護師（CNS）認定審査不合格者
内容	個人の審査評価、得点及び不合格理由
方法	『資格認定制度 審査・申請システム』上で開示

8-2 個人情報保護方針

「日本看護協会 個人情報保護方針」に準ずる。

URL: <https://www.nurse.or.jp/privacy/>

『資格認定制度 審査・申請システム』に登録した情報に基づき、専門看護師認定審査にかかわる重要な通知及び認定登録後の活動状況に関する調査の依頼を行うことがあります
また、登録した情報のうち、職位・所属部署等の処遇に関する情報や病床規模等の所属施設に関する情報は、認定登録後の活動状況を分析・検討するための基礎資料として活用することがあります

8-3 問い合わせ先

個人審査に関する不明点や疑問点は、以下よりお問い合わせください。

- ・認定看護師制度、専門看護師制度、認定看護管理者制度の個人審査に関する質問について、毎日 24 時間チャットボット（AI 自動応答システム）でご案内します。

■スマートフォンの場合

以下の二次元コードを読み取り、ご利用ください。



■パソコンの場合

本会公式 HP の以下のページで、ご利用ください。

[看護職の皆さまへ] - [資格認定制度]

(各制度ごとのページでもご利用いただけます。)

- 「資格認定制度に関するお問い合わせ（緑色のバナー）」をクリックしてご質問を入力ください。

日本看護協会認定部（専門看護師担当）

受付時間	月曜日から金曜日（土日祝日を除く） 9：30～12：00 / 13：00～17：00
電話番号	03-5778-8546

以降のページは該当の方のみ参照してください

9 個人情報編集

(1) 基本情報を登録する

個人情報編集

入力 確認 完了

基本情報

看護師免許番号 **必須**

氏名(漢字) **必須** 姓 名

氏名(カナ) **必須** セイ メイ

性別 **必須** 男性 女性

生年月日 **必須** 年 月 日

最終学歴 **必須**

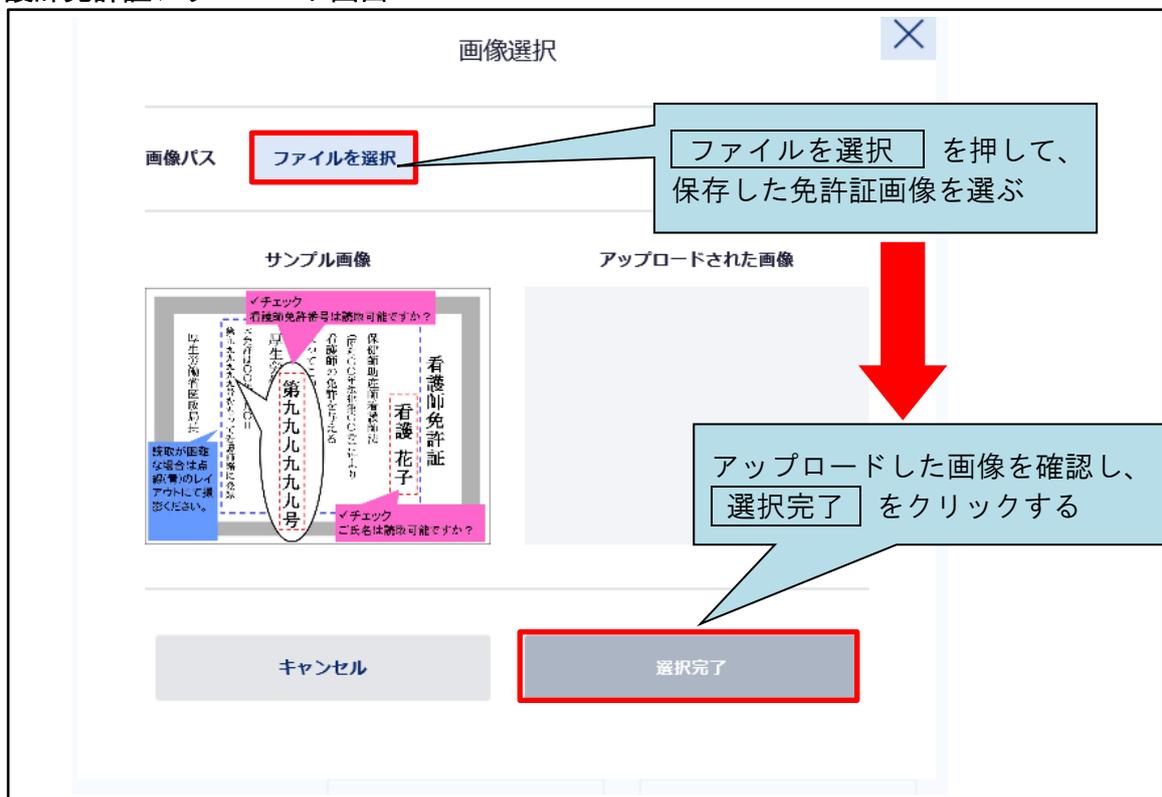
[↑](#)
トップへ戻る

(2) 看護師免許証画像をアップロードする。(看護師免許証画像に関する注意事項はP. 8参照)

※ただし、過去の審査でアップロード済みの場合は不要です



〈看護師免許証アップロード画面〉



(3) 所属先情報を登録する

※「就業中」の場合、所属先情報は必須入力となります

※「離職中」の場合、郵便物送付先は「自宅」となり、所属先情報の入力はできません

所属先情報

就業状況 **必須** 就業中 離職中

※「就業中」の場合、所属先情報は必須入力となります。
※「離職中」の場合、郵便物送付先は「自宅」となり、所属先情報の入力できません。

施設名選択

法人名

施設名

郵便番号 〒

都道府県

市区町村

番地

マンション・ビル名

部署名

職位

常勤・非常勤

診療報酬算定に係る施設基準の届出状況

郵送物送付先 **必須** 自宅 職場

就業中の場合、プルダウンから都道府県名を選び、検索ボタンをクリックしてください。次画面にて、所属先施設名もしくは「該当なし」をクリックします。該当なしの場合、再度、「所属先情報」の画面に戻るのので、法人名以下を入力してください

住所は全角で入力してください

10 再受験の方

10-1 再受験とは

再受験とは、過去に一度でも専門看護師（CNS）認定審査の申請をしたことがある受験者が、再度申請すること

ただし、過去の申請が26単位の場合は、新規受験となり、再受験には該当しません

※再受験であっても、オンラインでの申請は必要です

※必要な提出物と審査料は再受験区分により異なるため、以下を確認し申請してください

10-2 再受験区分及び必要な提出物・審査料

過去の認定審査の申請・審査結果に基づき、以下の表で該当する再受験区分を確認してください

受験区分① 再受験	書類審査の 「教育要件」・ 「実務研修要件」 が不合格であった	審査料	¥51,700（税込）
		オンラインでの 提出物	<ul style="list-style-type: none"> ・履歴書 ・履修単位自己申告書
		郵送での提出物	<ul style="list-style-type: none"> ・認定審査 審査書類 確認用紙（再受験者用） ・履修単位自己申告書（『資格認定制度 審査・申請システム』で出力したもの）（コース外） ・修士課程の修了証の写し ・専門看護師教育課程基準単位取得証明書（コース内） ・修士課程の履修単位証明書または成績証明書等（コース外） ・教育機関が作成した履修当時のシラバスの写し（コース外） ・教育プログラムに関する添付資料（コース外） ・実習要項及び実習記録（コース外） ・勤務証明書
	書類審査の 「教育要件」 は不合格、 「実務研修要件」 は合格であった	審査料	¥51,700（税込）
		オンラインでの 提出物	<ul style="list-style-type: none"> ・履歴書 ・履修単位自己申告書
		郵送での提出物	<ul style="list-style-type: none"> ・認定審査 審査書類 確認用紙（再受験者用） ・履修単位自己申告書（『資格認定制度 審査・申請システム』で出力したもの）（コース外） ・修士課程の修了証の写し ・専門看護師教育課程基準単位取得証明書（コース内） ・修士課程の履修単位証明書または成績証明書等（コース外） ・教育機関が作成した履修当時のシラバスの写し（コース外） ・教育プログラムに関する添付資料（コース外） ・実習要項及び実習記録（コース外）

受験区分② 受験要件 一部免除 再受験	書類審査の 「教育要件」は合格、 「実務研修要件」が 不合格であった	審査料	¥51,700（税込）
		オンラインでの 提出物	履歴書
		郵送での提出物	勤務証明書（該当者*のみ） *実務研修要件のうち、看護師免許を取得後、 通算5年以上の実務研修をしていること。そ のうち通算3年以上は専門看護分野の実務研 修をしていることが確認できなかった者
	•2023年度「③書類審 査免除再受験」及び「④ 前年度欠席再受験」で 受験し、筆記試験が不 合格であった •2022年以前に受験 し、筆記試験が不合格 であった	審査料	¥51,700（税込）
		オンラインでの 提出物	履歴書
		郵送での提出物	なし

受験区分③ 書類審査 免除再受験	•2023年度初めて認定 審査を受験し、筆記試 験に不合格であった •2023年度「②受験要 件一部免除再受験」で 受験したが、筆記試験 が不合格であった	審査料	¥30,800（税込）
		オンラインでの 提出物	なし
		郵送での提出物	なし

受験区分④ 前年度欠席 再受験	2023年度筆記試験を欠席 し、欠席手続きが完了して いる ※提出物はないが審査申 請は必要	審査料	なし
		オンラインでの 提出物	なし
		郵送での提出物	なし

1 1 申請を取下げの方

2024年6月10日～6月24日15:00に限り、申請の取下げを受け付けます
申請を取下げの場合は、上記の期間内に認定部まで連絡してください

日本看護協会認定部（専門看護師担当）

受付時間	月曜日から金曜日（土日祝日を除く） 9：30～12：00 / 13：00～17：00
電話番号	03-5778-8546

※上記の申請期間終了後は、いかなる理由があっても申請の取下げは受け付けできません

12 専門看護分野の実務研修におけるフィールド

分野	内容
がん看護	業務の半分以上をがん看護に費やしていること
精神看護	精神科病院・一般病院の精神科病棟・精神科病院の外来・精神科クリニック・精神科デイケア・訪問看護ステーション・地域活動支援センター等の場での、精神看護の実務研修。ただし、リエゾン精神看護を志望する場合は病院での精神看護の実務研修とするが、精神科病院・一般病院の精神科病棟である必要はない。その場合、履歴書及び勤務証明書に、リエゾン精神看護の実績の内容について具体的に明記すること
地域看護	地域看護（行政看護、在宅看護、産業看護、学校看護）のうちのいずれかにおいて看護の役割機能を果たす実務研修とする。所属する機関や施設種別を問わない
老人看護	高齢者に対する老人看護の実務研修
小児看護	健康問題を持つ子供に対する小児看護の実務研修
母性看護	1、2 いずれかに関する母性看護の実務研修 1：周産期母子援助専攻 妊産褥婦に対する母性看護の実務研修 2：女性の健康への援助専攻 女性の健康に関する母性看護の実務研修
慢性疾患看護	慢性病の経過をたどる成人に対する慢性看護の実務研修。病院（病棟・外来）、その他施設、地域、在宅等とする
急性・重症患者看護	クリティカルケアを要する患者が 50%以上を占めている病棟等でのクリティカルケア看護の実務研修。1年以上は成人領域とする
感染症看護	1 及び 2 に関する感染症看護の実務研修 1. 医療施設等における感染管理活動 2. 複雑で困難な問題を有する感染症患者や易感染患者に対する看護
家族支援	患者を含む家族を対象として研修できる病棟、外来、その他施設、地域、在宅等とする
在宅看護	在宅看護に関する実務研修。所属する機関や施設種別を問わない
遺伝看護	遺伝学的課題を抱えた、もしくはその可能性のある個人、家族、集団に対する遺伝看護の実務研修
災害看護	災害急性期から中長期、備えの時期における個人、家族、集団に対する災害看護の実務研修
放射線看護	放射線による健康課題を有する、もしくはその可能性がある個人、家族、集団、地域における放射線看護の実務研修

13 専門看護分野における実務研修内容

- 1) 専門看護分野における、個人、家族及び集団に対する直接的な看護実践
- 2) 専門看護分野における、看護者を含むケア提供者に対するコンサルテーション
- 3) 専門看護分野における、必要なケアが円滑に行われるための、保健医療福祉に携わる人々とのコーディネーション
- 4) 専門看護分野における、個人、家族及び集団の権利を守るための、倫理的な問題や葛藤の解決をはかる倫理調整
- 5) 専門看護分野における、ケアを向上させるための、看護者に対する研修会、研究指導及び講演会等での活動を含む多様な教育的機能
- 6) 専門看護分野において、専門知識及び技術の向上並びに開発をはかるための実践の場における研究活動

14 参考図書

14-1 総合

分野	参考図書
がん看護	・井部俊子・大生定義監修，専門看護師の臨床推論研究会編集：専門看護師の思考と実践，医学書院，2015. ・日本がん看護学会教育・研究活動委員会コアカリキュラムワーキンググループ(著)：がん看護 コアカリキュラム，医学書院，2017. ・大西和子・飯野京子・平松玉江編集：がん看護学，ヌーヴェルヒロカワ，2018.
地域看護	・井部俊子・大生定義監修，専門看護師の臨床推論研究会編集：専門看護師の思考と実践，医学書院，2015.
老人看護	
急性・重症患者看護	
在宅看護	
放射線看護	・井部俊子・大生定義監修，専門看護師の臨床推論研究会編集：専門看護師の思考と実践，医学書院，2015. ・Mary Fran Tracy 他，高度実践看護 第2版統合的アプローチ，ヘルス出版，2020.

14-2 コンサルテーション

分野	参考図書
分野共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ Mary Fran Tracy Eileen O'Grady: Hamric and Hanson's Advanced Practice Nursing, 6th Edition, Saunders, 2018. ・ Ann B. Hamric, Charlen M. Hanson, et al.: 高度実践看護 統合的アプローチ, 中村美鈴、江川幸二(監訳), へるす出版, 2017. ・ Lippitt, G., Lippitt, R.: The Consulting Process in Action, 2th ED., Pfeiffer, 1994. ・ 野末聖香編: リエゾン精神看護—患者ケアとナース支援のために, 医歯薬出版, p. 207-255, 2004. ・ 坂田三允総編: 精神看護エクスペール(16)—リエゾン精神看護, 中山書店, p. 120-144, 2006. ・ Schein, E. H.: プロセス・コンサルテーション—援助関係を築くこと, 稲葉元吉, 尾川丈一訳: 白桃書房, 2002. ・ Underwood, P. R.: コンサルテーションの概要—コンサルタントの立場から, インターナショナルナーシングレビュー, 18(5), p. 4-12, 1995.
がん看護	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長谷川久巳: 看護コンサルテーションにおける「看護師-看護師関係」; Nursing Today, 19(4), p. 46-49, 2004. ・ 長谷川久巳: 危機理論(モデル)の理解と実践への適用; がん看護, 8(5), p. 419-423, 2003. ・ 東原正明, 近藤まゆみ: 緩和ケア, 医学書院, p. 134-139, 2000. ・ 戎崎恵, 横山利香, 千崎美登子: CNSへの相談を活用した病棟ナースの実践報告, がん看護, 10(2), p. 163-165, 2006. ・ 佐藤直子: 専門看護師制度—理論と実践, 医学書院, 1999. ・ 吉田智美: オンコロジー分野のコンサルテーション, インターナショナルナーシングレビュー, 18(5), p. 19-22, 1995. ・ 近藤まゆみ: CNSの活動「相談」, 東原正明・近藤まゆみ編集: 緩和ケア; 医学書院, p. 34-139, 2000.
精神看護	<ul style="list-style-type: none"> ・ 野末聖香, 宇佐美しおり, 福田紀子他: 精神看護専門看護師によるコンサルテーションの効果, 看護, 56(3), p. 70-75, 2004. ・ 宇佐美しおり, 野末聖香編: 精神看護スペシャリストに必要な理論と技法, 日本看護協会出版会, p. 268-291, 2009. ・ 武用百子: リエゾンナースと考える「困りごと」にどうかかわるか, ナースツールズ, p17-124, 2011. ・ 平井元子: 身体疾患患者の精神看護, へるす出版, 2013. ・ 平井元子: リエゾン—身体とところをつなぐかわり, 仲村書林, 2014. ・ 南裕子監修: 精神科看護の理論と実践, ニューヴェルヒロカワ, p168-175, 2010.
地域看護	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山本和郎: 危機介入とコンサルテーション, ミネルヴァ書房, 2000 ・ コミュニティケア編集部: 地域で生きる“専門看護師・認定看護師”のワザ—在宅・施設の“看護力”向上をめざして!, 日本看護協会出版会, 2015. ・ 日本在宅ケア学会: 在宅ケア学, 2015.
老人看護	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金川克子・野口美和子監修, 奥野茂代編集: 高齢者看護プラクティス—高齢者のための高度・専門看護, 中央法規, p. 106-115, 2005. ・ 南裕子監修: 看護理論の臨床活用, 日本看護協会出版会, p. 190-198, p. 236-247, 2003
母性看護	<ul style="list-style-type: none"> ・ 野末聖香: コンサルタントに必要な教育, インターナショナルナーシングレビュー, 18(5), p. 27-30, 1995. ・ Underwood, P. R.: 組織の変化促進者としてのコンサルタント, インターナショナルナーシングレビュー, 20(2), p. 31-37, 1997.
急性・重症患者看護	<ul style="list-style-type: none"> ・ Mary G McKinley. Acute and Critical Care Nurse Specialists: Synergy for Best Practices. SANDERS. 2007.

分野	参考図書
感染症看護	・大曲貴夫, 操華子: 感染管理・感染症看護テキスト, 照林社, 2015.
遺伝看護	・有森直子・溝口満子編: 遺伝/ゲノム看護, 医歯薬出版, 2018. ・中込さと子監修, 基礎から学ぶ遺伝看護学, 羊土社, 2019. ・日本医学会, 医療における遺伝学的検査・診断に関するガイドライン, 2011. http://jams.med.or.jp/guideline/genetics-diagnosis.pdf
放射線看護	・川野雅資, コンサルテーションを学ぶ, クオリティケア, 2013.

14-3 倫理調整

分野	参考図書
分野共通	<ul style="list-style-type: none"> ・赤林朗編: 入門・医療倫理 I, 勁草書房, 2005. ・赤林朗編: 入門・医療倫理 II, 勁草書房, 2007. ・Chambliss, D. F.: ケアの向こう側—看護職が直面する道徳的・倫理的矛盾, 浅野祐子訳, 日本看護協会出版会, 2002. ・Davis, A. J. 監修: 看護倫理 理論・実践・研究, 日本看護協会出版会, 2002. ・Davis, A. J. 他編: 看護倫理を教える・学ぶ, 小西恵美子監訳, 日本看護協会出版会, 2008. ・Fry, S. T., Johnstone, M. J.: 看護実践の倫理—倫理的意思決定のためのガイド, 第3版, 片田範子, 山本あい子訳, 日本看護協会出版会, 2010. ・INR 日本版編集委員会: 臨床で直面する倫理的問題—キーワードと事例から学ぶ対処法, 日本看護協会出版会, 2001. ・Jonsen, A., Siegler, M., Winlade, W. J.: 臨床倫理学—臨床医学における倫理的意思決定のための実践的なアプローチ, 第5版, 赤林朗, 蔵田伸雄, 児玉聡監訳, 新興医学出版社, 2006. ・木村利人著: 看護に生かすバイオエシックス—よりよい倫理的判断のために, 学研, 2004. ・岡崎寿美子, 小島恭子: ケアの質を高める看護倫理—ジレンマを解決するために, 医歯薬出版, 2002. ・清水哲郎: 医療現場に臨む哲学, 勁草書房, 1997. ・清水哲郎: 医療現場に臨む哲学II, 勁草書房, 2000. ・杉谷藤子, 川合政恵監修: 「看護者の倫理綱領」で読み解くベッドサイドの看護倫理事例 30, 日本看護協会出版会, 2007. ・Thompson, J. E., Thompson, H. O.: 看護倫理のための意思決定 10のステップ, ケイコ・イマイ・キシ, 竹内博明, 山本千沙子監訳, 日本看護協会出版会, 2004. ・鶴若麻理他編: 看護師の倫理調整力 専門看護師の実際に学ぶ, 日本看護協会出版会, 2018

分野	参考図書
がん看護	<ul style="list-style-type: none"> ・ 塩野寛著：生命倫理への招待，南山堂，2004， ・ 田村恵子：緩和ケアにおける倫理的課題，恒藤暁・内布敦子編集：系統看護学講座別巻－緩和ケア：医学書院，p. 34-52，2018. ・ 近藤まゆみ、梅田恵編集、日本がん看護学会監修：がん看護の日常にある倫理－看護師が見逃さなかった13事例（がん看護実践ガイド），医学書院，2016. ・ 石垣靖子・清水哲郎 編著，臨床倫理ベーシックレッスン 身近な事例から倫理的問題を学ぶ，日本看護協会出版会，2012 ・ 宮坂道夫，石原逸子，吉田みつ子，他，系統看護学講座別巻「看護倫理（第2版）」，医学書院，2018
精神看護	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本看護協会：看護者の倫理綱領－看護倫理，日本看護協会公式ホームページ，http://www.nurse.or.jp/nursing/practice/rinri/rinri.html ・ 日本看護協会：臨床倫理委員会の設置とその活用に関する指針，日本看護協会公式ホームページ，http://www.nurse.or.jp/nursing/practice/rinri/index.html ・ 宇佐美しおり，野末聖香編：精神看護スペシャリストに必要な理論と技法，日本看護協会出版会，p. 307-315，2009. ・ 南裕子監修：精神科看護の理論と実践，ヌーヴェルヒロカワ，p176-181，2010.
地域看護	<ul style="list-style-type: none"> ・ Beauchamp, T. L., Childress, J. F.：生命医学倫理，麗澤大学出版会，2009. ・ 小西恵美子編：看護倫理よい看護・よい看護師への道しるべ，南江堂，2007.
老人看護	<ul style="list-style-type: none"> ・ 堂園俊彦：看取りとケアの倫理，緩和ケア，17（2），p. 124-127，2007. ・ 清水哲郎：高齢者終末期の意思決定プロセス，老年医学，47（2），P. 479-442，2009. ・ 社団法人日本老年医学会編：高齢者ケアの意思決定プロセスに関するガイドライン 人工的水分・栄養補給の導入を中心として，医学と看護社，2012. ・ 会田薫子：延命医療と臨床現場 人工呼吸器と胃ろうの医療倫理学，東京大学出版会，2011. ・ 一般社団法人日本老年医学会公式ホームページ，日本老年医学会の「立場表明」2012. http://www.jpn-geriat-soc.or.jp/proposal/pdf/jgs-tachiba2012.pdf
小児看護	<ul style="list-style-type: none"> ・ Hayes, L. J., Moore, S. C., et al.：発達障害に関する10の倫理的課題，望月昭他翻訳，二瓶社，1998. ・ 家永登：子どもの治療決定権－ギリック判決とその後，日本評論社，2007. ・ 北村愛子：看護師の倫理調整の役割と実践，日本クリティカルケア看護学会誌，4（2），p. 7-10，2008. ・ Forman, E. N., 松田一郎, Ladd, R. E.：小児医療の生命倫理－ケーススタディ，診断と治療社，1998. ・ 日本小児看護学会：小児看護の日常的な臨床場面での倫理的課題に関する指針，日本小児看護学会ホームページ，http://jschn.umin.ac.jp/files/100610syouni_shishin.pdf ・ 玉井真理子，横野恵，永水裕子編著：子どもの医療と生命倫理－資料で読む，法政大学出版局，2009. ・ 田村正徳，玉井真理子編著：新生児医療現場の生命倫理－「話し合いのガイドライン」をめぐって，メディカ出版，2005. ・ ロバート・F・ワイヤー：障害新生児の生命倫理，高木俊一郎・高木俊治監訳，学苑社，1991.

分野	参考図書
母性看護	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浅井篤：終末期における適切な医療を実現するために－臨床倫理コンサルテーション， 脳死・脳蘇生， 20 (2)， p. 57-62， 2008. ・ Bandman, E. L., Bandman, B. : ケーススタディ いのちと向き合う看護と倫理－受精から終末期まで－， 木村利人監訳， 人間と歴史社， 2010. ・ Davis, A. J. 他著， 前原澄子監修， 相羽利昭編集：看護倫理－日本文化に根ざした看護倫理とは， 医学映像教育センター， 2007. ・ Frith, L. : Ethics and Midwifery－Issues in Contemporary Practice, Butterworth Heinemann, 1998. ・ Husted, G. L., Husted, J. H. : 臨床実践のための看護倫理－倫理的意思決定へのアプローチ， 藤村龍子他訳， 医学書院， 2009. ・ 星野一正：インフォームドコンセント－日本に馴染む6つの提言， 丸善ライブラリー， 1997. ・ ICN 看護師の倫理綱領、日本看護協会公式ホームページ https://www.nurse.or.jp/nursing/international/icn/document/ethics/index.html ・ ICM 助産師の倫理綱領、日本看護協会公式ホームページ http://www.nurse.or.jp/nursing/practice/rinri/pdf/icm_ethics.pdf ・ 黒川顯：クリティカルケアにおける倫理的問題の調整， 日本クリティカルケア看護学会誌， 4 (2)， p. 11-13， 2008. ・ モーリン・D・レイノー他著， 堀内成子監修：助産師の意思決定， エルセビア・ジャパン， 2006. ・ 三浦靖彦， 稲葉一人：腎代行治療導入患者への医療情報提供を考える 特殊例における医療情報提供と準備 超高齢者・がん患者の透析－医療倫理の側面から， 臨床透析， 25 (12)， p. 1709-1715， 2009. ・ 三浦靖彦， 佐野広美， 瀬下律子：院内倫理コンサルテーションの導入と効果 一般病院で求められる倫理委員会の機能とは， 看護管理， 17 (11)， p. 978-98， 2007. ・ 宮坂道夫著：医療倫理学の方法－原則・手順・ナラティブ， 医学書院， 2005. ・ 森久恵， 宮本享：脳卒中の征圧をめざして 明日の脳卒中 7つの課題と展望 脳卒中診療と生命倫理－重症脳卒中急性期診療の倫理的問題， Medicina， 46 (11)， 1863-1867， 2009. ・ 永野功：臨床倫理委員会と倫理コンサルテーション， 医療， 62 (12)， p. 662-667， 2008. ・ 長尾式子， 三浦靖彦：緩和医療・終末期医療における倫理と法－倫理委員会とコンサルテーション， 緩和医療学， 11 (1)， p. 40-45， 2009. ・ 長尾式子， 瀧本禎之， 赤林朗：生命倫理， 15 (1)， p. 101-106， 2005. ・ 中澤純一， 石川進， 喜井茂雅， 小池富士子， 三瓶徹：ケアの現場における倫理の考え方， 認知症ケア事例ジャーナル， 1 (3) p. 269-287， 2008. ・ 仁志田博司他著：出生をめぐるバイオエシックス－周産期の臨床にみる「母と子のいのち」， メジカルビュー社， 1999.

分野	参考図書
慢性疾患看護	<ul style="list-style-type: none"> ・ サラ T. フライ メガン-ジェーン・ジョンストン 著 片田 範子・山本あい子 訳：看護実践の倫理 第3版 倫理的意思決定のためのガイド，日本看護協会出版会，2010 ・ 小西恵美子 編：看護倫理 よい看護・よい看護師への道しるべ 改訂第2版，南江堂，2014. ・ 日本看護協会監修：看護者の基本的責務一定義・概念/基本法/倫理，日本看護協会出版会，2006.
急性・重症患者看護	<ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生労働省終末期医療の決定プロセスに関するガイドライン，2007. http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/05/dl/s0521-11A.pdf ・ 厚生労働省終末期医療の決定プロセスに関するガイドライン解説編，2007. http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/05/dl/s0521-11B.pdf ・ 江川幸二，山勢博彰（編）：看護のためのクリティカルケア場面の問題解決ガイド，三輪書店，2013. ・ 救急・集中治療における終末期医療に関するガイドライン～3学会からの提言～ https://www.jsicm.org/pdf/1guidelines1410.pdf
感染症看護	<ul style="list-style-type: none"> ・ 赤林朗，大林雅之編著：ケースブック医療倫理，医学書院，2002. ・ Dooley, D. , McCarthy, J. : 看護倫理 1, 坂川雅子訳, みすず書房, 2006. ・ Dooley, D. , McCarthy, J. : 看護倫理 2, 坂川雅子訳, みすず書房, 2006. ・ Dooley, D. , McCarthy, J. : 看護倫理 3, 坂川雅子訳, みすず書房, 2006. ・ 松田寿美純，江口正克，正木裕史編：ケースブッケー心理臨床の倫理と法，知泉書館，2009. ・ バーナード. ロウ：医療の倫理ジレンマ解決への手引きー患者の心を理解するために，北野喜良，中澤英之，小宮良輔監訳，西村書店，2003. ・ 大曲貴夫，操華子：感染管理・感染症看護テキスト，照林社，2015.
放射線看護	<ul style="list-style-type: none"> ・ Anne J. Davis 他：看護倫理を教える・学ぶ 倫理教育の視点と方法，日本看護協会出版会，2008. ・ 木下富雄：リスク・コミュニケーションの思想と技術，ナカミシヤ出版，2016 ・ 江川幸二，山勢博彰（編）：看護のためのクリティカルケア場面の問題解決ガイド，三輪書店，2013. ・ 吉武久美子：看護者のための倫理的合意形成の考え方・進め方，医学書院，2017.

15 日本看護協会専門看護師規程及び細則

公益社団法人日本看護協会 専門看護師規程

第1章 総則

第1条 公益社団法人日本看護協会専門看護師制度（以下「本制度」という。）は、複雑で解決困難な看護問題を持つ個人、家族及び集団に対して、水準の高い看護ケアを効率よく提供するための、特定の専門看護分野の知識・技術を深めた専門看護師を社会に送り出すことにより、保健医療福祉の発展に貢献し併せて看護学の向上を図ることを目的とする。

第2条 公益社団法人日本看護協会（以下「本会」という。）は前条の目的を達成するため、この専門看護師規程（以下「規程」という。）により専門看護師を認定するとともに、本制度の実施に必要な事業を行う。

第3条 専門看護師とは、本会専門看護師認定審査に合格し、ある特定の専門看護分野において卓越した看護実践能力を有することが認められた者をいい、次の各号の役割を果たす。

- (1) 専門看護分野において、個人、家族及び集団に対して卓越した看護を実践する。(実践)
- (2) 専門看護分野において、看護者を含むケア提供者に対しコンサルテーションを行う。(相談)
- (3) 専門看護分野において、必要なケアが円滑に行われるために、保健医療福祉に携わる人々との間のコーディネーションを行う。(調整)
- (4) 専門看護分野において、個人、家族及び集団の権利を守るために、倫理的な問題や葛藤の解決を図る。(倫理調整)
- (5) 専門看護分野において、看護者に対しケアを向上させるため教育機能を果たす。(教育)
- (6) 専門看護分野において、専門知識及び技術の向上並びに開発を図るために実践の場における研究活動を行う。(研究)

第2章 専門看護師制度委員会

第4条 本制度の運営にあたって、専門看護師制度委員会（以下「制度委員会」という。）を設ける。

第5条 制度委員会は、本制度の実施及び改善のための検討等を行い、必要事項について定めることができる。

第6条 制度委員会の委員は、理事会において有識者から選任し、会長が委嘱する。

第7条 制度委員会の構成及び運営については、専門看護師細則（以下「細則」という。）に定める。

第3章 他の看護関係の組織との連携

第8条 本会は、本会が認定する専門看護師と同等の資格を認定する他の看護関係の組織と、水準を均質にする努力を行うために協議会を設ける

第4章 専門看護分野の特定

第9条 専門看護分野とは、変化する看護ニーズに対して、独立した専門分野として知識及び技術に広がりや深さがあると制度委員会が認めたものをいう。

第10条 専門看護分野の特定の方法は、制度委員会が、同委員会に申請された分野について逐次審議し、理事会の決議を経て行うものとする。

第5章 専門看護師の認定

第1節 専門看護師を認定する委員会

(認定委員会)

第11条 専門看護師の認定に関する事項の審議は、専門看護師認定委員会（以下「認定委員会」という。）が行い、認定委員会は、必要事項について定めることができる。

第12条 認定委員会は、次の各号について審議する。

- (1) 専門看護師の認定及びその更新及び再認定の審査に関すること
- (2) 専門看護師の認定及びその更新及び再認定の実施に関すること

第13条 認定委員会の委員は、理事会において有識者から選任し、会長が委嘱する。

第14条 認定委員会の構成及び運営については、細則に定める。

第15条 認定委員会は、専門看護師を認定する業務を補佐する専門看護師認定実行委員会（以下「認定実行委員会」という。）を組織する。

(認定実行委員会)

第16条 認定実行委員会は、認定委員会を補佐し専門看護師の審査に関するすべての業務を行う。

第17条 認定実行委員会は、専門看護分野ごとに組織する。

- 2 認定実行委員会の委員は、認定委員会において有識者から選任し、会長が委嘱する。

第18条 認定実行委員会の構成及び運営については、細則に定める。

第2節 受験資格

第19条 専門看護師認定審査を受験する者（以下「受験者」という。）は、次の各号に定める資格をすべて満たしていなければならない。

(1) 日本国の看護師免許を有すること

(2) 所定の教育を修了していること（以下の条件のいずれかを満たす者であること）

イ 看護系大学大学院修士課程修了者で日本看護系大学協議会専門看護師教育課程基準の所定の単位を取得した者。なお、看護系大学大学院修士課程修了者で日本看護系大学協議会専門看護師教育課程基準の所定の単位に満たない者は、必要単位をさらに取得するものとする。

ロ 看護学以外の関連領域の大学院等を修了した者で、イにおいて必要単位をさらに取得した者

ハ 外国においてイまたはロと同等以上の教育を受けたと認められる者

(3) 専門看護師として必要な実務研修をしていること

イ 看護師免許を取得後、通算5年以上実務研修をしていること。そのうち通算3年以上は専門看護分野の実務研修をしていること。

ロ 専門看護分野の実務研修内容については、細則に定める。

第3節 専門看護師の審査及び認定

第20条 受験者は、細則に定める申請書類を理事会が定める審査料とともに、本会に提出しなければならない。

第21条 審査は、各専門看護分野の認定実行委員会が受験者に対して、毎年1回、書類審査及び試験によって行う。

第22条 認定実行委員会は、審査結果を認定委員会に報告する。

第23条 認定委員会は、各専門看護分野の認定実行委員会の報告に基づき、専門看護師の認定を行う。

第24条 会長は、認定委員会が専門看護師として認定し、認定証の交付を申請した者に対して、専門看護師認定証等を交付する。

2 本会は、前項の認定証等を交付した者を専門看護師名簿に登録する。

3 本会は、前項の登録をした者の氏名を本会公式ホームページで公表する。

4 専門看護師認定証の有効期間は、交付の日より5年経過した日が属する年の12月末日までとする。ただし、第29条の規定によって、専門看護師がその資格を喪失したときは、資格を喪失した日に効力を失うものとする。

第6章 専門看護師の認定の更新

第25条 本会は、専門看護師のレベル保持のため、認定更新制を施行する。

第26条 専門看護師は、認定を受けてから5年ごとにこれを更新しなければならない。

第27条 専門看護師の認定更新を申請する者（以下「認定更新申請者」という。）は、次の各号に定めた資格をすべて満たしていなければならない。

- (1) 日本国の看護師免許を有すること
- (2) 申請時において、専門看護師であること
- (3) 申請時において、過去5年間に細則に定める看護実績、研修実績及び研究業績等があること

第28条 認定更新申請者は、細則に定める申請書類を理事会が定める審査料とともに本会に提出しなければならない。

第7章 専門看護師の資格の喪失及び処分

第29条 専門看護師は、次の各号のいずれかに該当する場合は、認定委員会の決議により、専門看護師の資格を喪失する。

- (1) 専門看護師の資格を辞退したとき
- (2) 専門看護師の認定の更新をしなかったとき
- (3) 第27条に定める認定更新要件を満たさないと認定委員会が判断したとき
- (4) 日本国の看護師免許を喪失、返上又は取消されたとき

第30条 専門看護師としてふさわしくない行為があったときは、認定委員会と制度委員会の審議を経て、会長が専門看護師の認定を取消す等必要な処分を行うことができる。

2 前項に定める必要な処分に関する手続きについては別途定める。

第8章 専門看護師の再認定

第31条 第29条に基づく資格喪失後に再び専門看護師の認定を申請する者（以下「再認定申請者」という。）の審査は、第27条及び第28条の規定を準用する。この場合「認定更新」とあるのは「再認定」と読み替えるものとする。

2 再認定申請者については第27条2号を適用しない。

第9章 規程の変更及び見直し

第32条 この規程は、制度委員会の審議を経て、理事会の決議により変更することができる。

第33条 この規程は、5年ごとに見直しをする。

第10章 補則

第34条 この規程を施行するために必要な事項は、細則に定める。

附則

1 この規則は、平成7年11月10日から施行する。

1 この規則は、平成11年7月9日改正

1 この規則は、平成15年5月20日改正

(保健婦及び保健士を保健師、助産婦を助産師、看護婦及び看護士を看護師に変更)

- 1 この規則は、平成16年2月6日改正
(第3条 倫理調整を追加)
- 1 この規則は、平成17年2月4日改正
(第19条を改正)
(権限委譲先の明記及び正式名の記載等の改正)
- 1 この規則は、平成19年4月20日改正
(第19条を改正)
(実務経験、経験を実務研修に変更し、条文整理)
- 1 この規則は、平成20年5月19日改正
(第24条3項 「協会ニュース」を「公式ホームページ」に変更)
- 1 この規則は、平成21年2月6日改正
(第12条 再認定を追加)
(第19条を改正し、条文整理)
(専門看護師に必要な所定の教育修了後の実務研修期間を「1年以上」から「6か月以上」に変更)
(第29条3号を追加)
(第8章「専門看護師の再認定」第31条を追加し、以下章と条文を繰り下げ)
- 1 この規程は、平成23年5月16日から施行し、各規定は平成23年4月1日から適用する。
- 1 この規程は、平成24年2月23日から施行する。
(第19条第3号イ 専門看護師に必要な所定の教育修了後の実務研修期間「6か月以上」を削除)
- 1 この規程は、平成24年7月26日から施行する。
(第19条1号・3号、第27条1号、第29条4号「保健師、助産師及び看護師のいずれかの免許」を「看護師免許」に変更)
- 1 この規程は、平成26年2月28日から施行する。
(第30条「認定を取消す等必要な処分を行うことができる」に変更、2号前項に定める必要な処分に関する手続きについては別途定める)を追加
(第32条「この規程は、制度委員会の審議を経て、理事会の決議により変更ができる」に変更)
- 1 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)拡大の影響による特別措置として、2020年9月25日から、本項から第4項までの規定を施行する。
- 2 第24条第4項の規定にかかわらず、有効期間を2020年12月末日までとされた専門看護師認定証については、その有効期間を2021年3月末日までとする。
- 3 第24条第4項の規定にかかわらず、2021年1月1日から同年3月31日までの間に交付された専門看護師認定証の有効期間は、2025年12月末日までとする。
- 4 第26条の規定にかかわらず、前項に規定する専門看護師認定証の交付を受けた専門看護師は、2025年12月末日までに認定を更新しなければならない。

公益社団法人日本看護協会 専門看護師細則

第1章 総則

第1条 専門看護師規程（以下「規程」という。）の施行にあたり、規程に定められた以外の事項については、この専門看護師細則（以下「細則」という。）の規定に従うものとする。

第2章 専門看護師制度委員会

第2条 専門看護師制度委員会（以下「制度委員会」という。）は、5名以上の委員をもって構成する。

- 2 制度委員会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 制度委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選によって選任する。

第3条 制度委員会は、規程第5条に基づき、専門看護師制度の実施や改善のための検討を行う。その役割には、専門看護分野の特定を含む。

第4条 制度委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 決議を要する事項については、出席者の3分の2以上をもって決する。

第5条 制度委員会の議事については、その経過及び結果を記載した議事録を作成する。

第3章 他の看護関係の組織との連携

第6条 規程第8条の規定により、他の看護関係の組織との協議会を別に設ける。協議会の運営方法等は、常務理事会において決定する。

第4章 専門看護分野の特定

第7条 規程第10条の規定により、専門看護分野の特定は、制度委員会が次の事項について審議し、すべて満たすと認められた分野で、理事会の決議を経て行うものとする。

- (1) 既に専門看護分野の教育課程が現存し大学院等で実施されているもの。なお、教育課程については日本看護系大学協議会又はそれと同等以上の組織が提言しているもの。
- (2) 専門看護分野の教育を修了し、専門看護師の受験資格を満たしている者が現時点で3名以上、臨床専門分野（地域を含む）で実践していること。

第8条 専門看護分野の特定を申請する者は、次の各号に定める申請書類を制度委員会に提出しなければならない。

- (1) 専門看護分野特定申請書
- (2) 教育課程報告書（専門看護師の受験資格を満たしている者が受けた教育背景）
- (3) 専門看護師実績報告書（3名以上）

第9条 専門看護分野特定の申請は、毎年3月末までに、申請書類を提出する。

第10条 現在特定されている専門看護分野は次の分野である。

精神看護、がん看護、地域看護、老人看護、小児看護、母性看護、慢性疾患看護、急性・重症患者看護、感染症看護、
家族支援、在宅看護、遺伝看護、災害看護、放射線看護

2 専門看護師の専門看護分野を示す際の英語での表記法は、1項に示す分野名の順に下記のとおりとする。なお、資格
名称の英語表記は、「Certified Nurse Specialist in (専門看護分野名)」とする。

Psychiatric Mental Health Nursing, Cancer Nursing, Community Health Nursing,

Gerontological Nursing, Child Health Nursing, Women 's Health Nursing,

Chronic Care Nursing, Critical Care Nursing, Infection Control Nursing,

Family Health Nursing, Home Care Nursing, Genetics Nursing, Disaster Nursing,

Radiological Nursing

第5章 専門看護師の認定

第1節 専門看護師を認定する委員会

(認定委員会)

第11条 専門看護師認定委員会（以下「認定委員会」という。）は、5名以上の委員をもって構成する。制度委員は、認定
委員を兼務することができる。

2 認定委員の構成は、専門看護分野の専門家を含まなければならない。

3 認定委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 認定委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選によって選任する。

第12条 認定委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 決議を要する事項については、出席者の3分の2以上をもって決する。

第13条 認定委員会の議事については、その経過及び結果を記載した議事録を作成する。

(認定実行委員会)

第14条 専門看護師認定実行委員会（以下「認定実行委員会」という。）の委員の定数は、専門看護分野ごとに5名以上と
する。

2 認定実行委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 各専門看護分野の認定実行委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選によって選任する。

第15条 各専門看護分野の認定実行委員長は、議事録を作成しこれを保管しなければならない。

第16条 認定実行委員会の委員の氏名は任期中非公開とする。

第2節 受験の申請

第17条 規程第19条の規定により、専門看護師認定審査を受験する者（以下「受験者」という。）は、次の各号に定める内容の専門看護分野の実務研修をしていなければならない。

- (1) 専門看護分野における、個人、家族及び集団に対する直接的な看護実践
- (2) 専門看護分野における、看護者を含むケア提供者に対するコンサルテーション
- (3) 専門看護分野における、必要なケアが円滑に行われるための、保健医療福祉に携わる人々間のコーディネーション
- (4) 専門看護分野における、個人、家族及び集団の権利を守るための、倫理的な問題や葛藤の解決をはかる倫理調整
- (5) 専門看護分野における、ケアを向上させるための、看護者に対する研修会、研究指導及び講演会等での活動を含む多様な教育的機能
- (6) 専門看護分野において、専門知識及び技術の向上並びに開発をはかるための実践の場における研究活動

第18条 受験者は、公益社団法人日本看護協会（以下「本会」という。）に次の各号に定める申請書類を提出し、理事会が定める審査料を納入しなければならない。

- (1) 専門看護師認定審査申請書
 - (2) 履歴書
 - (3) 看護師免許証の写
 - (4) 専門看護分野の所定の履修単位自己申告書
 - (5) 教育機関が発行する履修単位証明書
 - (6) 勤務先の長が証明する勤務証明書
 - (7) 看護実績報告書
 - イ 直接的看護実践の事例分析の報告書
 - ロ コンサルテーションに関する報告書
 - ハ コーディネーションに関する報告書
 - ニ 倫理調整に関する報告書
 - ホ 教育的機能に関する報告書
 - ヘ 研究業績に関する報告書
- 2 既納の審査料は、いかなる理由があっても返還しない。

第3節 専門看護師の審査及び認定

第19条 認定実行委員会は、規程第21条の規定により専門看護師認定審査の受験者に対し、書類審査及び筆記試験を行う。

- 2 規程第19条に定める受験資格を満たす者に限り、認定審査を受けることができる。
- 3 日本看護系大学協議会に認定された専門看護師教育課程以外の修士課程修了者は、第1項に定める専門看護師認定審査の前に教育要件についての受験資格審査を受けることができる。その際の提出書類は細則第18条(1)から(5)とし、詳細は認定委員会が別に定める。

第20条 認定実行委員会は、最終的な審査結果及び出願書類を、認定委員会に提出し報告する。

第21条 認定委員会は、認定実行委員会の審査結果をもとに審議を行い、合格者を会長に報告する。

第22条 専門看護師の認定を受け認定証の交付を受ける者は、本会に理事会が定める認定料を納入しなければならない。

第23条 規程第21条の規定による専門看護師審査を行うにあたっては、本会公式ホームページに審査の要領を掲載する。

第6章 専門看護師の認定の更新

第24条 規程第26条の規定により、認定の更新を受けようとする者（以下「認定更新申請者」という。）は、認定証取得後5年間で次の各号をすべて満たしていなければならない。

- (1) 看護実践時間が2,000時間以上に達していること
- (2) 研修実績及び研究業績等が合わせて100点以上であること

第25条 認定更新申請者は、本会に次の各号に定める申請書類を提出し、理事会が定める審査料を納入しなければならない。

- (1) 専門看護師認定更新申請書
- (2) 履歴書
- (3) 勤務先の長の証明する勤務証明書
- (4) 認定証取得後5年間の看護実績報告書

2 既納の審査料は、いかなる理由があっても返還しない。

3 認定更新の申請期間については、認定委員会が別に定める。

第26条 規程第26条の規定にかかわらず、病気その他やむを得ない理由があると認定委員会が認めた者については、同条に規定する期間を延長することができる。

第27条 専門看護師の認定更新を受け認定証の交付を受ける者は、本会に理事会が定める認定料を納入しなければならない。

第7章 専門看護師の再認定

第28条 規程第31条の規定に基づき再認定を受けようとする者（以下「再認定申請者」という。）は、申請時において過去5年間に細則第24条の各号をすべて満たしていなければならない。

第29条 再認定申請者は、専門看護師再認定申請書とともに細則第25条の第2号から第4号に定める申請書類と理事会が定める審査料を本会に提出しなければならない。この場合、第4号に定める申請書類について「認定証取得後5年間」を「申請時において過去5年間」と読替えるものとする。

第30条 専門看護師の再認定を受け認定証の交付を受ける者は、本会に理事会が定める認定料を納入しなければならない。

第8章 細則の変更

第31条 この細則は、制度委員会の審議を経て、常務理事会の決議により変更することができる。

附 則

1 この細則は、平成7年11月10日から施行する。

1 この細則は、平成8年11月15日改正

(第10条「地域看護」を追加)

1 この細則は、平成12年2月4日改正

1 この細則は、平成13年7月13日改正

(第10条「老人看護」を追加)

1 この細則は、平成13年11月16日改正

(第10条「小児看護」を追加)

1 この細則は、平成14年7月12日改正

(第10条「母性看護」を追加)

1 この細則は、平成15年5月20日改正

(保健婦及び保健士を保健師、助産婦を助産師、看護婦及び看護士を看護師に変更)

1 この細則は、平成15年7月18日改正

(第10条「成人看護(慢性)」を追加)

1 この細則は、平成16年2月6日改正

(第24条 倫理調整を追加、第26条 筆記試験を削除)

1 この細則は、平成16年7月16日改正

(「第10条「クリティカルケア看護」を追加)

1 この細則は、平成17年2月4日改正

(正式名の記載及び条文整理等の改正)

1 この細則は、平成18年7月14日改正

(第10条「感染看護」を追加)

1 この細則は、平成19年4月20日改正

(第17条及び第18条を改正)

(実務経験を実務研修に変更し、条文整理)

1 この細則は、平成19年7月13日改正

(第10条「成人看護(慢性)」を「慢性疾患看護」、「クリティカルケア看護」を「急性・重症患者看護」、「感染看護」を「感染症看護」に名称変更)

(第2項に分野名の英文表記を追加)

1 この細則は、平成20年4月17日改正

(第10条「家族支援」を追加)

1 この細則は、平成20年5月19日改正

(第23条「協会ニュース」を「公式ホームページ」に変更)

1 この細則は、平成21年2月6日改正

(第19条を改正)

(「口頭試問」を「筆記試験」に変更、受験資格審査について追加し、条文整理)

(第24条を改正 第2号と第3号を統合し条文整理)

(第25条の第3号を削除し条文整理)

(第7章 「専門看護師の再認定」を追加、第28条から第30条を追加し、以下章と条文を繰り下げ)

1 この細則は、平成23年4月27日改正、平成23年5月16日から施行し、各規定は平成23年4月1日から適用する。

1 この細則は、平成24年4月20日改正、平成24年5月9日から施行する。

(第10条 「在宅看護」を追加)

1 この細則は、平成24年7月26日から施行する。

(第18条3号「保健師、助産師及び看護師のいずれかの免許証」を「看護師免許証」に変更)

1 この細則は、平成26年2月28日から施行する。

(第2条2号「制度委員会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない」に変更)

(第4条、12条「委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない」、2号「決議を要する事項については、出席者の3分の2以上をもって決する」に変更)

(第18条「専門看護分野における看護実践能力に関する推薦書」を削除)

(第31条「この細則は、制度委員会の審議を経て、常務理事会の決議により変更することができる」に変更)

1 この細則は、平成28年11月24日から施行する。

(第10条 「遺伝看護」「災害看護」を追加)

1 この細則は、2022年2月24日に改正し、同日から施行する。

(第10条 「放射線看護」を追加)